

令和 7 年度第 1 回ふじみ野市男女共同参画推進審議会

次 第

日時 令和 7 年 7 月 3 0 日 (水)
午前 1 0 時から正午まで
会場 ふじみ野市役所本庁舎
A 5 0 1 ・ 5 0 2 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

- (1) 第 2 次男女共同参画基本計画 実施報告・事業計画について 資料 1
- (2) 審議会等の女性登用状況調査の結果等について 資料 2 参考資料 1～5

4 その他

- (1) ふじみ野市男女共同参画情報誌「燦」の発行報告 資料 3
- (2) 令和 7 年度男女共同参画週間 パネル展等の実施報告 資料 4

5 閉会

ふじみ野市男女共同参画推進審議会委員

任期：令和7年1月1日～令和9年12月31日

	委 員	経 歴	
1	イケダ ミホ 池田 美帆	・ こすもす社会福祉士事務所	
2	オオコウチ レイコ 大河内 玲子	・ ふじみ野市男女共同参画をすすめる市民の会会長 ・ 元ふじみ野市男女共同参画推進条例検討委員会委員	会長
3	オヤマ ミユキ 尾山 みゆき	・ ふじみ野市市民相談専門相談員 ・ 元ふじみ野市男女共同参画基本計画策定懇話会委員	
4	カサタニ タカヒサ 笠谷 隆久	・ 公募委員 ・ 元さいたま家庭裁判所参与員	副会長
5	カノウ ヤスヒロ 加藤 康弘	・ 埼玉県行政書士会東入間支部長 ・ ふじみ野市市民相談専門相談員	
6	ウドウ ヨウスケ 工藤 陽介	・ まちづくり人材登録制度登録者 ・ 日本障害者女子ソフトボール協会代表理事	
7	サイトウ アツコ 齊藤 敦子	・ 入間東部地区事務組合消防本部	
8	シマムラ カオル 島村 かほる	・ ふじみ野市市民相談専門相談員	
9	ツカモト ヒデキ 塚本 秀樹	・ 特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター理事	
10	ニワ ノブコ 丹羽 宣子	・ 立教大学助教	
11	マルヤマ ゲル 丸山 昇	・ ふじみ野市人権擁護委員 ・ ふじみ野市人権相談員 ・ 元ふじみ野市教育委員	
12	ワタナベ チツコ 渡辺 千津子	・ 埼玉県男女共同参画推進センター 事業担当部長	

(敬称略)

ふじみ野市第 2 次男女共同参画基本計画

平成 3 0（2 0 1 8）年度～令和 1 2（2 0 3 0）年度

※計画期間の中期である令和 5 年度に計画書の見直しを行い、【改訂版】を発行

進捗状況報告書

（令和 6 年度実績報告・令和 7 年度事業計画）

ふじみ野市 市民総合相談室

ふじみ野市男女共同参画キャッチフレーズ

性別を 越えて築く 笑顔のみらい

1. 成果指標

成果指標とは、施策を推進する上で目指すべき成果で、取組の成果として「ふじみ野市がこのような状態になる」ということを示すものです。

指標	策定時数値 (令和5年度)	令和6年度	目標値 (令和12年度)	基本目標	施策番号	担当課名
性的マイノリティ（LGBTQ等）という言葉を知っているという割合	72.3% (令和5年市民意識調査)	令和11年度調査予定	100%	1	14	市民総合相談室
男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参画のための休暇の取得率	該当者のうち88.24% (平均取得日数2.3日)	該当者のうち107.69% (平均取得日数5.31日)	取得率 100% (平均取得日数 8日)	2	32	人事課
男性職員の育児休業取得率	5.9%	100% (令和6年度)	50%	2	32	人事課
市の審議会等委員に占める女性委員の割合	33.6%	34.7% (令和6年4月1日現在)	40%以上60%以下	2	35	市民総合相談室
女性委員が一人もいない審議会等の数	8	8 (令和6年4月1日現在)	0	2	35	市民総合相談室
男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合	57.4%	52% (令和6年4月1日現在)	25%	2	35	市民総合相談室
市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合	23.2%	25.64% (令和6年4月1日現在)	25%	2	37	人事課
保育所の待機児童数	3人	2人 (令和6年度4月1日現在)	0人	2	39	保育課
放課後児童クラブの待機児童数	0人	0人 (令和6年度4月1日現在)	0人	2	40	子育て支援課
DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」とする人がどこかに相談をした割合	16% (令和5年市民意識調査)	令和11年度調査予定	30%	3	48	市民総合相談室
市の防災会議における女性委員の割合	15.2%	14.7% (令和6年4月1日現在)	30%	5	65	危機管理防災課
妊娠届出時における妊婦の状況把握率	100%	100% (令和6年度)	100%	6	78	保健センター
国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率	44.9%	45.0% (令和7年4月25日現在)	47.7%	6	83	保険・年金課

2. 管理指標

管理指標とは、取組や事業の回数、人数など「量的」な実績の目標値で、「ふじみ野市としてどれだけの活動に取り組んだか」の結果を説明するものです。

指標	策定時数値 (令和5年度)	令和6年度	目標値 (令和12年度)	基本目標	施策番号	担当課名
生きがい学習への参加人数	286人	583人 (令和6年度)	460人	1	13	協働推進課
ハラスメント防止研修受講人数	延べ229人 ※平成30年度～令和5年度	53人 (令和6年度)	延べ420人 ※令和6年度～令和12年度	3	55	人事課
こころの健康相談延べ件数	9件	16件 (令和6年度)	30件	6	85	保健センター
生活困窮者個別支援プラン作成割合	42.2%	22.7% (令和6年度)	60%	7	97	地域福祉課
生活困窮者相談窓口での就労支援件数	122件	46件 (令和6年度)	150件	7	97	地域福祉課

¥

3. 参考指標

参考指標とは、取組を進めた結果として、市の動向やニーズを大まかに把握できる指標の推移を見ていくもので、「ふじみ野市の男女共同参画の進捗状況」を把握するものです。

指標	策定時数値 (令和5年度)	令和6年度	目標	めざす姿	基本目標	施策番号	担当課名
市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数	3回	2回 (令和6年度)	効果的な実施	男女共同参画に関する啓発事業を市民団体等に委託して実施することにより、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現を図ります。	1	2	市民総合相談室
「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合	56% (令和5年度市民意識調査)	令和11年度調査予定	増加	あらゆる機会を通じ、継続的に意識啓発を行うことで男女共同参画意識の浸透を図っていきます。	1	8	市民総合相談室
住民基本台帳事務等における支援措置件数	90件	102件 (令和6年度)	適切な運用	DV等被害者の情報の秘匿を支援することで、生命、身体の安全確保と安全な市民生活の確保を支援します。	3	43	市民課
DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数	1回	1回 (令和6年度)	適切な運営	DV被害者の保護・支援を円滑かつ安全に実施するために、関係課相互の情報共有を図り、危機管理意識を高めていきます。	3	44	市民総合相談室
配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合）	女性 7.8% 男性 2.7% (令和5年市民意識調査)	令和11年度調査予定	増加	被害者や悩みを抱える人が迅速に相談、支援につながるように、認知度を高めます。	3	48	市民総合相談室
配偶者暴力相談支援センターの支援人数	91人	100人 (令和6年度)	適切な運用	相談、保護にとどまらず、その後の生活支援のため、継続的に支援していきます。	3	49	市民総合相談室
困難な問題を抱える女性支援のための支援調整会議の実施回数	—	1回 (令和6年度)	適切な運営	支援対象者への適切かつ円滑な支援を実施するために、支援調整会議を実施し、関係機関相互に連携協力を行います。	4	58	市民総合相談室
自主防災組織等で活躍する女性の人数	11人	8人 (令和6年度)	増加	女性が地域で活躍できる環境づくりに取り組むことで、男女共同参画の視点立った防災対策を推進していきます。	5	64	危機管理防災課
外国籍市民の生活相談延べ件数	377件	310件 (令和6年度)	適切な運営	日本語を母国語としない外国籍市民の生活相談を多言語で実施することで、誰もが安心して生活できる地域づくりを支援していきます。	5	71	協働推進課
教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ人数	8,719人	4,833人 (令和6年度)	適切な運営	保護者の子育てによる悩みや児童生徒からの相談を通して、学校との連携を図り、子どもの健やかな成長に向けて取り組んでいきます。	7	91	学校教育課

基本目標1 男女共同参画の意識づくり

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
1 男女共同参画意識の啓発	1 意識啓発活動の推進		1	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室	・男女共同参画パネル展 【開催期間】 6月21日（金）～6月28日（金） 【パネル内容】 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」 「多様な性 知っていますか？」 「ジェンダー主流化」 【パネル展会場】市役所本庁舎2階市民総合相談室 ・図書展示 【大井図書館】 6月1日（土）～6月30日（日）	・男女共同参画パネル展 【開催期間】 6月20日（金）～6月27日（金） 【パネル内容】 「わたしの防災対策」 「多様な性 知っていますか？」 【パネル展会場】市役所本庁舎2階市民総合相談室 ・図書展示 【上福岡図書館・大井図書館】 6月1日（日）～6月30日（月）
						社会教育課	・図書展示 【大井図書館】 6月1日（土）～6月30日（日）	・図書展示 【上福岡図書館・大井図書館】 6月1日（日）～6月30日（月）
		参考指標	2	男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。 【参考指標】市民団体に委託する男女共同参画啓発事業の実施回数 【目標値】効果的な実施	市民総合相談室	ふじみ野市男女共同参画をすすめる市民の会 【事業名】2事業の提案 【委託料】1事業あたり10万円を限度 ①映画会「そばかす」 日：令和7年1月25日（土）参加人数：81人 ②講演会「三淵嘉子の生涯」 日：令和6年11月9日（土）参加人数：97人	公募で市民団体等に啓発事業を委託する。 【事業名】男女共同参画意識啓発事業委託 【募集事業数】1団体で3事業以内を提案 【委託料】1事業あたり10万円を限度
			3	男女共同参画職員研修会の実施	すべての職員が男女共同参画意識を持ち職務に当たるよう、研修を実施し、意識の定着を図る。	市民総合相談室	【実施日】1月21日（火）午後2時30分～3時40分 【会場】本庁舎5階A大会議室 【対象】職員46人 【テーマ】家族・ジェンダーの「当たり前」を問い直す 【講師】立教大学コミュニティ福祉学部 助教 丹羽宣子氏	【実施日】2月4日（水） 【会場】本庁舎5階A大会議室 【対象】全職員のうち50名程度 【テーマ】未定 【講師】未定
	2 男女共同参画に関する情報の収集・提供		4	男女共同参画基本計画の進行管理	施策の総合的・効果的推進に向け、毎年度、担当課による実施状況報告と庁内外の評価を行う。	市民総合相談室	計画の進捗状況を把握し、令和7年度の実施計画及び令和6年度の全計画についての実績報告をまとめ、男女共同参画推進審議会及び庁内の男女共同参画推進会議において意見・質疑を聴取したものを確認の上修正をし、完成させたものをホームページ等で公開した。	計画の進捗状況を把握し、令和7年度の実施計画及び令和6年度の実績報告をまとめ、男女共同参画推進会議や、男女共同参画推進審議会、ホームページ等で報告を行う。
			5	フクトピア内交流ライブラリーを活用した情報の提供	フクトピア内交流ライブラリーにおいて、掲示や資料配架、男女共同参画に関連する図書の貸出し等により男女共同参画に関する情報提供を行う。	市民総合相談室	男女共同参画の関連図書を8冊購入し、フクトピア内交流ライブラリーに設置した。 また、県や市が発行した啓発資料を窓口に設置して啓発に努めた。 【購入図書】 1 女性公務員のリアル なぜ彼女は「昇進」できないのか 2 家族全員自分で動く チーム家事 日本唯一の家事シェア専門家が導き出した 3 産む気もないのに生理かよ！ 4 三淵嘉子 日本法曹界に女性活躍の道を拓いた「トラママ」 5 小児科医「ふらいと先生」が教える みんなで守る子ども性被害 6 いちばんやさしいアロマンティックやアセクシュアルのこと 7 マチズモを削り取れ 8 職場で使えるジェンダー・ハラスメント対策ブック アンコンシャス・バイアスに斬り込む戦略的研修プログラム	男女共同参画の関連図書を10冊程度購入し、また、県や市が発行する啓発資料を設置して啓発に努める。 ・交流ライブラリーでの図書の貸出を継続し、男女共同参画に関する情報提供を行う。
			6	市報やホームページを活用した情報の提供	市報やホームページ、Fメール等を活用した情報提供の充実を図る。	市民総合相談室	国や県が実施する講座やイベントの情報をホームページに掲載し、市が実施する男女共同参画事業を市報、ホームページ、Fメール等に随時掲載した。	国や県が実施する講座やイベントの情報をホームページに掲載し、市が実施する男女共同参画事業を市報、ホームページ、Fメール等に随時掲載する。
			7	男女共同参画社会を目指した情報発信	男女共同参画情報誌「燦」を作成することで積極的に市民への意識啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室	職員の企画により紙面インタビューを行い、市報3月号に男女共同参画情報誌「燦」No29号に掲載した。 ・家族で家事をシェア（共有）しよう！～人生を変える家庭生活の改善方法 三木智有氏（NPO法人tadaima!代表・家事シェア研究家・インテリアコーディネーター）	市報3月号に男女共同参画誌「燦」を掲載し、市民への意識啓発・情報提供を行う。

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
2 家庭における男女共同参画の促進	1 家庭・事業所における男女共同参画の促進	参考指標	8	性別役割分担意識解消に向けた啓発	市報やパネル展等広報・啓発活動を通して家庭の男女共同参画を推進するための意識啓発に努める。 【参考指標】「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識に「同感しない」と回答した人の割合 【目標値】増加	市民総合相談室	・男女共同参画パネル展 【開催期間】 6月21日（金）～6月28日（金） 【パネル内容】 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」 「多様な性 知っていますか？」 「ジェンダー主流化」 【パネル展会場】市役所本庁舎2階市民総合相談室 ・図書展示 【大井図書館】 6月1日（土）～6月30日（日）	・男女共同参画パネル展 【開催期間】 6月20日（金）～6月27日（金） 【パネル内容】 「わたしの防災対策」 「多様な性 知っていますか？」 【パネル展会場】市役所本庁舎2階市民総合相談室 ・図書展示 【上福岡図書館・大井図書館】 6月1日（日）～6月30日（月）
			9	事業所等へ向けた情報提供	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ・男女共同参画情報誌「燦」やリーフレット等の配布	市民総合相談室	・人権問題市民・企業講演会の案内に合わせて、延べ約103箇所へ「企業で働く人のための人権啓発冊子」（ワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場づくり、セクシュアル・ハラスメントなどについても掲載）を送付しワーク・ライフ・バランスの必要性を事業所に働きかけた。 ・市報3月号に男女共同参画誌「燦」を掲載した。	・1月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。 ・市報3月号に男女共同参画誌「燦」を掲載する。
	2 男性の家事・子育て・介護への参加促進		10	性別役割分担意識解消に向けた学習機会の充実	男性が家事・子育て・介護等に積極的に参加するきっかけとなる講座等を実施する。	社会教育課（上福岡西公民館）	【青少年教育事業】 事業名：はとぼっぽ教室（春の教室） 募集人数：6組 開催日：6月20日（木）、27日（木）、7月4日（木） 会場：ステラ・イースト 延べ参加人数：16組／36人 事業名：はとぼっぽ教室（特別編） 募集人数：8組 開催日：2月7日（金） 会場：上福岡西公民館 延べ参加人数：8組／17人 開始以来43年になるはとぼっぽ教室は、3歳児期の子どもと保護者を対象とし、遊びを通して、親子のふれあい方を身につけ、いきいきと育児・生活をしようという目的のもと実施した。	【青少年教育事業】 事業名：はとぼっぽ教室（春の教室） 募集人数：6組 開催日：6月19日（木）、26日（木）、7月3日（木） 会場：上福岡西公民館 事業名：はとぼっぽ教室（特別編） 募集人数：6組 開催日：2月5日（金） 会場：ステラ・イースト
					パパママセミナーや訪問による沐浴指導などに男性の参加を促し、家族を迎え、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	保健センター（R7からはこども家庭センター）	・パパママセミナー 【実施回数】 ・年10日開催（午前、午後の2回実施） 【内容】 ・1日目：沐浴・おむつ替え・抱っこ、妊娠中から考える親子の食事 ・2日目：デンタルケア、産後うつ、産後の育児、子育て支援施設の紹介など ＊その他、妊婦体験コーナーや参加者交流など。 実績：実人数212人（妊婦107人、パートナー105人） 延人数390人（妊婦197人、パートナー193人）	・パパママセミナー 【実施回数】 ・年10日開催予定（午前、午後の2回開催） 【定員】Aコース10組、Bコース15組 【内容】 ・Aコース：沐浴・おむつ替え・抱っこ、妊娠中から考える親子の食事 ・Bコース：デンタルケア、産後うつ、産後の育児、子育て支援施設の紹介など ＊その他、妊婦体験コーナーや参加者交流など。
					子育て支援センターや児童センターなどで子どもと保護者が参加する事業に男性の参加を促し、子育てに積極的に関わる準備をする学習の場を提供する。	子育て支援課	《子育て支援センター》 【事業名】働くママ、パパのつどい 【場所】上野台及び大井子育て支援センター 【実施回数】年4回 【参加人数】大人44名(男性延べ4名) 子ども44名 【内容】育児休業中の保護者が職場の社会制度、男性の育児参加、仕事と子育ての両立について交流した。 【事業名】講座 【場所】上野台・霞ヶ丘及び大井子育て支援センター 【実施回数】年27回 【参加人数】大人176名（男性延べ5名）子ども172名 【内容】子育て、食、事故予防、絵本講座食を実施。子どもたちの成長発達に関して学び、育児に見通しを持つことで、子育て不安の軽減に繋がった。母親を介して男性の育児参加の意識を促した。 【交流事業】 ・年齢別つどい（上野台・大井）…年132回 大人760名（男性延べ20名）子ども787名 ・お話会…年25回 大人170名 子ども178名（男性延べ1名） ・子育てサポーターおはなし会…年11回 大人102名（男性延べ5名）子ども100名 ・親子であそぼう…年8回 大人68名（男性延べ3名）子ども73名 ・フレママのつどい…年12回 妊婦17名(男性延べ5名) ・多胎育児での会…年12回 大人30名（男性延べ9名）子ども36名 ・複数育ての会…年1回 大人7名（男性延べ0名） 子ども11名 ・個別支援…34件 《児童センター》 【事業名】パパの輪 【場所】東児童センター 【実施回数】5回（1日2回実施あり） 【参加人数】34組70人 0歳対象事業は、父同士の交流で普段聞けない父ならではの悩みや、質問のやりとりがみられた。パパの輪に参加したことで、「りんりんリズム」事業にも父子で参加していた。事業参加を通して、自由利用にも繋がった。1歳以上対象事業は、これまで父子としていたが、母の参加も促し、園児も対象としたことで参加人数が増えた。 【事業名】パパポケット（育児講座ポケットで実施） 【場所】西児童センター 【実施回数】2回 【参加人数】13組26人 【内容】ベビータンズでは講師による「抱っこ紐の使い方」や「寝かしつけ」について学びながら、父同士の交流を図ることができた。子育てに対しての自信を持つきっかけにもなり、父子の通常利用も増え、他の事業へも積極的に参加する姿が見られた。	《子育て支援センター》 ・子育て親子の交流の場の提供と男性の参加促進をはかる。年齢別や関連子育て世帯単位で事業を実施する。男性の子育てや家事参加意識を高めるとともに、育児相談ができる機会を設定する。 【事業名】働くママ、パパのつどい 【場所】上野台及び大井子育て支援センター 【実施回数】年4回 【内容】育児休業中や求職中の保護者が子育てと仕事の両立や子育ての不安などを話す。また、男性の育児休業取得や女性が働き続けられる社会制度の充実等について交流する。 【事業名】講座 【場所】上野台・霞ヶ丘及び大井子育て支援センター 【実施回数】年27回 【内容】子育て中の保護者対象の事業。男性の参加促進をはかる。各年齢ことの子どもの成長発達を学び、見通しをもった子育てができるように学習の場を提供する。 【交流事業】 ・年齢別つどい（上野台・大井）…年132回 ・お話会…年25回 ・子育てサポーターおはなし会…年11回 ・親子であそぼう…年8回 ・フレママのつどい…年6回 ・多胎育児での会…年12回 ・複数育ての会…年3回 《児童センター》 【事業名】パパの輪 【場所】東児童センター 【実施回数】3回 【内容】0歳対象を2回実施。父同士の交流や父による子の足形とり体験を実施し、子育ての楽しさを伝えていく。1歳半以上対象の事業は1回実施。新聞遊びを楽しむ。母の参加も可とする。 【事業名】ママの輪1歳以上対象（父子の参加も可） 【場所】東児童センター 【実施回数】6回 【内容】サーキット遊び、親子カレンダー制作、お魚釣りを日曜日に実施することで、父も参加しやすい環境を提供する。 【事業名】パパポケット（育児講座ポケットで実施） 【場所】西児童センター 【実施回数】2回 【内容】0～2歳児対象を2回実施。季節の制作を行う。父同士の交流や父子で制作する楽しさを共有し、子育ての楽しさを伝えていく。

基本目標2 男女がともに活躍できる環境づくり 【女性活躍推進計画】

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
1 女性の職業生活における活躍の推進	1 男女の均等な就労機会の確保		18	旧姓使用の場の拡大	様々な活躍の場で旧姓を使用しやすくするため、住民基本台帳やマイナンバーカードに旧姓を併記することで身分証明となり、女性の活躍を後押しする手段として広報等で周知していく。	市民課	令和6年3月末現在で旧氏の申出者は、22人（累計137人）となっている。旧氏の説明や手続きの方法については、マイナンバーカードの申請時の際の情報提供や市報ふじみ野・ホームページにわかりやすく掲載したことにより、旧氏を希望する方への周知が図られている。	令和7年度においてもマイナンバーカードの申請・交付の際及び窓口来庁時に制度についての情報提供を行うなど、引き続きあらゆる機会を通じて制度の周知に努めていく。
			19	事業所・市民に対する情報提供	埼玉県女性キャリアセンター主催の講座や相談に関する情報提供のほか、様々な媒体を活用して情報提供を行う。	市民総合相談室	市民総合相談室窓口にチラシを設置し、市ホームページで県が主催する講座等の情報提供を行った。	市民総合相談室窓口にチラシを設置し、市ホームページで県が主催する講座等の情報提供を行う。
			20	雇用・就労に関する情報提供	商工会やハローワーク川越など関係団体と連携し、雇用・就労に関する法制度等についての情報提供をする。	産業振興課	関係団体と連携を図りながら、市ホームページや市報を通して、市内事業所に対して、労働に関する情報提供を行った。	関係団体と連携し、雇用・就労に関する法制度等についての情報提供を行う。
	2 就業のための相談・情報提供の充実		21	就労の相談支援	市民にとって身近なふるさとハローワークを活用し、就職・再就職を希望する人への求人情報の提供と相談を実施し就職を支援する。	産業振興課	ふるさとハローワークのチラシを設置するなど、求職者への活用を促した。 令和6年度ふじみ野市ふるさとハローワーク 斡旋件数 320 件 紹介件数 1,381 件	ふじみ野市ふるさとハローワークによる求人情報の提供及びあっせんを行う。
			22	ビジネス支援の充実	就業・起業・会社経営などに役立つ資料を集めたコーナーの充実を図るとともに、年1回のビジネス支援講座を図書館で開催する。	社会教育課	上福岡図書館が大規模改修工事のため全面休館だったこともあり、ビジネス支援関係図書の購入に努めた。	リニューアル後も引き続き、上福岡図書館内に「ビジネス支援コーナー」を設置し、各種情報を提供するとともに、ビジネス支援関係図書を購入する。
			23	女性の労働を支援するための情報提供	埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課	関係団体と連携を図りながら、市ホームページや市報を通して、市内事業所に対して、労働に関する情報提供を行った。	関係機関と連携を図りながら、引き続き情報提供を行うなど、相談体制の充実を図る。
			24	雇用・労働環境に関する相談窓口の充実	賃金や労働条件など労働問題に関する相談窓口や手続きに関する情報提供等の支援の充実を図る。	市民総合相談室	弁護士などによる法律相談を案内した。また、相談内容や相談者の状況に応じて、県や外部の相談機関を案内した。	令和7年度より「社会保険労務士による年金相談・労働相談」を開始したことにより、労働問題の初期相談窓口として必要な情報提供を行っていく。
						産業振興課	関係団体と連携を図りながら、市ホームページや市報を通して、市内事業所に対して、労働に関する情報提供を行った。 【開催内容】在宅ワーカー育成セミナー（WEBセミナー） 【参加者数】156名（うち市内在住8名）	関係機関と連携を図りながら、引き続き情報提供を行うなど、相談体制の充実を図る。
			25	内職相談などの家内労働における情報提供の充実	家庭の事情等により働く時間や場所に制約があり、自宅等での仕事を希望する者に対し、内職などの家内労働における相談や情報提供、あっせん及び求人の開拓を行う。	産業振興課	内職相談員による内職相談を実施。 【実施日】毎週火・水・金曜日10：00～16：00 令和6年度内職相談件307件	内職相談員による内職相談を実施。 【実施日】毎週火・水・金曜日10：00～16：00
	3 働きたい・働き続けたい女性に対する支援の充実		26	女性に対する就労支援体制の充実	ジョブスポットふじみ野と連携し、各々の対象者に応じて専門相談員が職業相談・紹介などを効果的に行うことで就職のサポート体制の充実を図る。	生活福祉課	ジョブスポットの事業目標 支援対象者 193人 ※対象者女性比率39.4% 就職者数 156人 ※就職者女性比率39.1%	ジョブスポットの事業目標 支援対象者 180人以上 ※対象者女性比率4割以上 就職者数 123人以上 ※就職者女性比率4割以上
						地域福祉課	ジョブスポットふじみ野の就職支援ナビゲーターと生活困窮者自立相談支援員が連携し、生活と就労の支援を一体的に行った。また、市民総合相談室の女性相談員、子育て支援課等の関係機関との連携強化により、ひとり親、DVなどの課題を抱えた女性の就労支援に取り組んだ。	ジョブスポットふじみ野の就職支援ナビゲーターと生活困窮者自立相談支援員が連携し、生活と就労の支援を一体的に行う。あわせて、市民総合相談室、子育て支援課等と連携し、ひとり親等に重点をあてた女性の就労支援を促進する。
						子育て支援課	ひとり親に対する資格取得支援策を実施するため、児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費現況届提出の際、「ひとり親家庭等資金支援事業のご案内」のリーフレットを全員に配布し、市報・ホームページ掲載などによる制度周知に努めた。	ひとり親家庭等の経済的自立を図るため、資格取得支援策を実施するとともに、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費現況届提出時等を活用し、「ひとり親家庭等資金支援事業のご案内」に関するリーフレット配布や市報・ホームページ掲載により、積極的な制度周知に努める。
			23 再掲	女性の労働を支援するための情報提供	埼玉県女性キャリアセンターや各種相談窓口、セミナー等に関する情報提供を行う。	産業振興課	関係団体と連携を図りながら、市ホームページや市報を通して、市内事業所に対して、労働に関する情報提供を行った。	関係機関と連携を図りながら、引き続き情報提供を行うなど、相談体制の充実を図る。
			27	結婚・出産等で退職をした女性に向けた再就職の支援	再就職を希望する女性を対象としたセミナー等を開催し、フランクがあることで生じる不安の解消や、情報処理スキルやコミュニケーションスキルの向上など再就職への後押しをする。	市民総合相談室	市町村と共催で令和6年度からオンライン形のセミナーとなった。ホームページにおいて県が開催するセミナー等の情報提供を行った。	市ホームページで、県が開催するセミナー等の情報提供を行う。
						産業振興課	在宅ワークに興味、関心のある未経験者・初心者女性を対象としたセミナーを県と共催事業として実施した。 【開催日】9月7日（土） 【開催内容】在宅ワーカー育成セミナー（WEBセミナー） 【参加者数】156名（うち市内在住8名）	市民総合相談室と共同でセミナーを開催予定。 【開催日】未定 【開催内容】女性のための再就職支援セミナー・女性のためのお仕事相談
			28	起業や多様な働き方への支援の充実	校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。	産業振興課	商工会による創業支援セミナーを開催。起業や在宅ワーク等の情報を窓口及び市のホームページにて提供。 第1回：1月25日（土）参加者38名 第2回：2月1日（土）参加者30名	商工会による創業支援セミナーを開催予定。起業や在宅ワーク等の情報を窓口及び市のホームページにて提供。
	4 事業所における取組の促進		29	入札制度を活用した事業所等への啓発	入札参加資格の審査申請受付時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求める。	契約・法務課	入札制度を活用した事業所への普及促進方法に関して、他自治体における取組みについて、情報収集を行った。入札参加資格申請受付（工事）時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写し」を求めた。	入札制度を活用した事業所への普及促進方法に関して、他自治体における取組みについて、情報収集を行う。入札参加資格の審査申請受付（工事）時に、「次世代育成支援一般事業主行動計画届出書」及び「多様な働き方実践企業認定証等」の写しの提出を求める。
			30	多様な働き方を推進している企業への入札制度における優遇措置の調査・研究	ワーク・ライフ・バランス等推進企業の受注機会の増大を図るため、公共調達における優遇措置について調査・研究を行う。	市民総合相談室	国が示す女性活躍推進施策内容について情報収集を行った。	引き続き情報収集等を行い、実現に向けて該当課への働きかけ、調整等を行う。
						契約・法務課	入札制度における優遇措置に関して、他自治体における取組みについて、情報収集を行った。	入札制度における優遇措置に関して、他自治体における取組みについて、情報収集を行う。
			31	女性管理職登用促進に向けた啓発	事業所等に対し、女性の管理職登用促進に向けた啓発・情報提供を行う。	市民総合相談室	・人権問題市民・企業講演会の案内に合わせて、延べ約103箇所へ「企業で働く人のための人権啓発冊子」（ワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場づくり、セクシュアル・ハラスメントなどについても掲載）を送付しワーク・ライフ・バランスの必要性を事業所に働きかけた。	1月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせて、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。
5 市の取組の推進		成果指標	32	特定事業主行動計画に基づく取組の推進	特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。 【成果指標】男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参画のための休暇の取得率 【目標値】取得率 100%（平均取得日数 8日） 【成果指標】男性職員の育児休業取得率 【目標値】50%	人事課	○男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参画のための休暇取得率 【取得率】 107.69% 【平均取得日数】5.31日 ○男性職員の育児休業取得率 【取得率】 100%	特定事業主行動計画に基づき、働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。 【成果指標】男性職員の配偶者出産補助休暇・育児参画のための休暇の取得率 【目標値】取得率 100%（平均取得日数 8日） 【成果指標】男性職員の育児休業取得率 【目標値】50%

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
2 政策・方針の立案・決定への参画促進	1 市の政策・方針の立案・決定過程への男女共同参画		33	まちづくり人材登録制度の活用	審議会の委員や施策推進の場に性別による偏りなく委員を登用できるよう、専門的知識を持つ人材の登録を進めるため、制度運用の見直しを行うとともに、庁内外に制度活用の周知・働きかけを行う。	経営戦略室	今年度は本制度への登録申請が1件あったが、条件外だったため登録しなかった。また、本制度の活用実績は0件であった。	令和13年度以降の見直しを見据え、令和7年度も引き続き制度の活用方法を検討する。
			34 新規	女性の審議会等委員の登用に向けた仕組みの構築	政策の立案及び決定に重要な役割をはたす審議会等において、バランスよく多様な意見が反映されるよう、女性の登用を推進する仕組みについて調査・検討する。	市民総合相談室	行政、企業、地域など、あらゆる分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多角的な視点からの意見を反映することが重要であることから、「ふじみ野市における審議会等への女性委員登用促進方針」を定め、ジェンダーの視点で政策・方針の立案・決定への女性の参画の促進を目指す。	女性委員登用促進方針に基づき、令和7年度中に要綱を策定の上、運用を図るものとする。
		成果指標	35	審議会等女性委員の構成割合の向上	女性委員が一人もいない審議会等がゼロになるよう努めるとともに、女性委員の構成割合を40％以上60％以下、また、片側の性が30％を下回らない委員構成となるよう庁内外への働きかけを行う。 【成果指標】市の審議会等委員に占める女性委員の割合 【目標値】40％以上60％以下 【成果指標】女性委員が一人もいない審議会等の数 【目標値】0 【成果指標】男性、女性片側の性が30％を下回る審議会等の割合 【目標値】25％	市民総合相談室	・審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みを構築するため、令和6年7月に審議会等の女性登用率が40％以下及び女性委員が0人の審議会等を対象に6日間にわたりヒアリングを実施した。 ・各課とのヒアリング結果を踏まえて、方針素案について審議会（外部）及び推進会議（内部）において計4回の会議を実施し、検討・審議を行った。	政策・方針決定過程へ参加する市民の数を増やすことが重要であることから、協働推進課の所管事業である「生きがい学習まちづくり出前講座」にメニューを作り、市民に向けた意識啓発の機会を創出していきたい。
			36	一般事業主行動計画の推進	市内の事業所に対し、女性活躍推進法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める一般事業主行動計画の策定や着実な推進を推奨していく。	市民総合相談室	・人権問題市民・企業講演会の案内に合わせて、延べ約1,03箇所へ「企業で働く人のための人権啓発冊子」（ワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場づくり、セクシュアル・ハラスメントなどについても掲載）を送付しワーク・ライフ・バランスの必要性を事業所に働きかけた。	1月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。
		成果指標	37	女性職員の管理職への登用の推進	「特定事業主行動計画」の推進により、働きやすい職場づくりや女性活躍推進に向けた取組を着実に推進する。 【成果指標】市の管理職（副課長以上）に占める女性の割合 【目標値】25％	人事課	・令和6年度の人事異動において、人事評価制度を活用し意欲と能力のある女性職員の管理職登用を実施したところ、令和6年4月1日時点の女性管理職（副課長以上）の割合は、25.64％であった。	女性職員の積極的な管理職への登用課長になるためには、副課長や係長の女性割合を増やす必要があり、管理職は忙しいという視点だけではなく、そのやりがいや人生における仕事の価値観なども伝わるようなキャリアアップ研修を行う。
			38	女性職員の管理職登用に向けての研修・学習機会の確保	女性職員が積極的に管理職を目指す職場づくりに向け、職員に対するキャリアデザインや組織運営・部下育成など管理職に必要な知識・能力に関する研修・学習を実施する。	人事課	○女性キャリアデザイン研修 【対象】主に主事、主任級 【内容】女性職員が自身のキャリアを改めて考える機会として共に、組織における役割について認識を深めることを目指す。 【実施時期】令和6年8月30日 【受講者数】24人 【事業費】116千円	女性職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、本市特定事業主行動計画を踏まえ女性職員の活躍促進に向け、自らの能力や適正と向き合い、キャリアの方向性を考える「女性キャリアデザイン研修」を内部で実施し、キャリア形成の支援を行うことにより、女性職員の管理職登用率向上を目指す。 【対象】主任級以下の女性職員 【実施時期】未定 【会場】ふじみ野市本庁舎会議室 【受講者数】30名程度
3 ワーク・ライフ・バランスの推進	1 仕事と家庭の両立支援の充実	成果指標	39	保育環境の充実	保育を必要とする子育て家庭が安心して子育てができ、育てる喜びも感じられるように、多様化する保育需要に対応した保育環境の充実を図る。 【成果指標】保育所の待機児童数 【目標値】0人	保育課	保育を必要とする児童の保育を市立・民間の保育施設で行った。 【定員】5市立保育所530人、16私立保育園等1,633人 2認定こども園210人、5地域型保育事業77人 計2,450人 【一時保育事業】上野台保育所、霞ヶ丘保育所など 【病児・病後児保育事業】亀久保ひまわり保育園（ふじみ野市）、ふじみのかひら保育園（ふじみ野市）、えと病児保育室（ふじみ野市）、針ヶ谷保育園（富士見市）、病児保育室すこやか（富士見市）計5箇所で実施	1. 保育を必要とする児童の保育を公立及び民間の保育施設で行う。 保育所（園）21施設（うち公立5施設） 認定こども園2施設 地域型保育事業所5施設 2. 一時保育事業、病児・病後児保育事業を行う。
		成果指標	40	放課後児童クラブの充実	指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。 【成果指標】放課後児童クラブの待機児童数 【目標値】0人	子育て支援課	待機児童0人での管理運営を継続した。第4東原放課後児童クラブを設置し、令和7年4月1日からの供用を可能とした。	待機児童が発生しないよう管理・運営を継続するとともに、指定管理者と協力し、放課後保育の充実を図る。
			41	ワーク・ライフ・バランスの推進	一定の日をワーク・ライフ・バランスを推進する日と定め、庁内に定時で帰宅するよう働きかけ、家庭生活や自分の時間を充実させるよう促進する。	人事課	・毎週水曜日のワーク・ライフ・バランスの実施日に、家庭生活や自分の時間を充実させるための定時退庁の徹底について、庁内放送とイントラによる啓発を実施した。 ・プレミアムフライデーの実施日に、イントラによる周知を行った。 ・「あさ活」を引き続き通年実施した。	・ワーク・ライフ・バランスを推進する日を周知し、適正な運用について啓発を行う。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 毎週水曜日、職員に対し、庁内放送及び庁内イントラにより、定時退庁徹底と実施呼びかける。 ・朝の7時半～8時半までの時間を有効活用し労働生産性の向上を目指す「あさ活」が広まるよう推進する。
		9 再掲		事業所等へ向けた情報提供	市内事業者に向けて、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しや働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立支援に関する埼玉県や市の取組についての情報提供を行う。 ・男女共同参画情報誌「燦」やリーフレット等の配布	市民総合相談室	・人権問題市民・企業講演会の案内に合わせて、延べ約1,03箇所へ「企業で働く人のための人権啓発冊子」（ワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場づくり、セクシュアル・ハラスメントなどについても掲載）を送付しワーク・ライフ・バランスの必要性を事業所に働きかけた。 ・市報3月号に男女共同参画誌「燦」を掲載した。	・1月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。 ・市報3月号に男女共同参画誌「燦」を掲載する。
			42	事業所における「働き方改革」の促進	長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働きやすい職場づくりや家庭と仕事の両立を支援する事業所の取組を取組事例の情報提供や啓発等により促進する。	市民総合相談室	・人権問題市民・企業講演会の案内に合わせて、延べ約1,03箇所へ「企業で働く人のための人権啓発冊子」（ワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場づくり、セクシュアル・ハラスメントなどについても掲載）を送付しワーク・ライフ・バランスの必要性を事業所に働きかけた。	1月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。

基本目標3 あらゆる形態の暴力の根絶【DV防止基本計画】

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
1 あらゆる形態の暴力の根絶	1 被害者支援体制の充実	参考指標	43	関係各課と連携したDV被害者の支援	庁内支援体制の連携強化を図り、DV被害者を必要な支援につなげる。また、DV被害者の支援のための事務取扱を定めた要綱等に基づき、住民記録等の保護を実施する。 【参考指標】住民基本台帳事務等における支援措置件数 【目標値】適切な運用	市民課	住基支援措置の件数は、過去3年間のうち最多となっている。住民票及び戸籍の附票の発行については、職務上請求時に請求者を必ず確認をしてから発行している。戸籍の届出受理については、担当職員による確認ミスがあったが、申出者に不利益にならないように調整をした。併せて、戸籍係長と確認手順の見直しを行った。戸籍証明書については、令和6年3月1日より広域交付が始まり、「住民基本台帳事務における支援措置について」をリニューアルし、支援対象者への周知を図っている。	「ふじみ野市配偶者からの暴力等による被害者の住民基本台帳における支援に関する取扱基準」等に基づき、市民総合相談室をはじめ、関係課との連携を図りながら、引き続きDV被害者の情報の秘匿に努めていく。また、戸籍届出時に住所が探索されるおそれのあるケースについては、届出の受理をしないなど適切な窓口対応に努め、厳格な対応を徹底していく。
					市民総合相談室	DV被害者が必要とする支援関係各課との情報共有を図り、迅速に安全の確保に努めた。 ・DV相談件数197件 ・支援関係機関（外部含む）へのコーディネート件数506件 総合計703件	DV被害者が必要とする支援関係各課との情報共有を図り、迅速に安全の確保に努める。	
		参考指標	44	DV被害者支援ネットワーク体制の充実	DV庁内連絡会議を活用し関係機関と円滑に連携し、DV被害者を総合的・適切に支援する。 【参考指標】DV被害者支援のための庁内連絡会議の実施回数 【目標値】適切な運営	市民総合相談室	・DV庁内連絡会議を令和6年5月17日に実施し、下記の議題について情報共有を図るとともに、マニュアルを参照しながら連携のための共通理解を深めた。 議題：①令和5年度のDV相談の状況、②DV被害者支援のための職員対応、③困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、④情報交換等	DV庁内連絡会議においては、職員対応マニュアルを活用し、住基支援措置を始めとしたDV被害者支援について周知徹底を図る。近年、行政機関のDXが進む中でDV被害者の取り扱いに注意を要する事案が増えており、会議において事案の検証を行っていく。
		参考指標	45	NPO等の民間団体との協働	DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、同行支援及びアウトリーチを実施する。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。	市民総合相談室	包括的かつ継続的支援体制を構築する上で行政機関のみでは対応が行き届きにくいことから、令和6年度から現相談体制に民間団体への委託を導入した。これにより、必要に応じて当該法人が所有しているステップハウスの利用が可能となっている。 ・令和6年度ステップハウス入所実績：1件	DV被害者をはじめとする居所の秘匿性が高い場合と地域に開かれた社会生活等が必要な場合など、それぞれ適切な支援を提供できる居場所や支援の在り方を検討していく。
	2 自立のための支援体制の充実	参考指標	46	緊急時の安全確保	被害が急迫しているDV被害者を、埼玉県施設や宿泊施設等を利用して、身の安全が図られるよう、被害者本人の意思や意向を確認しつつ、迅速に支援する。また、自立に向けた支援を行うため、困窮の状況に応じて必要な保護を行っていく。	市民総合相談室	県外から本市に避難してきたケースを民間団体が運営する施設を利用するとともに、当該団体と連携して包括的な支援を行うことができた。	当事者の状況に応じて、生活福祉課及び子育て支援課と連携して、身の安全確保を最優先に活用できる社会資源を検討の上、保護等を実施していく。
						生活福祉課	第2種社会福祉事業施設入所と同時に保護申請を受理した者2名。	保護の相談があった際に、DV等により被害が急迫していることがわかったら、被害者本人の意思や意向を確認しつつ、身の安全が図られるよう、埼玉県施設や宿泊施設等を利用して迅速に支援する。また、保護受給開始後は自立に向けた支援を行うため、必要な保護を行っていく。
						こども家庭センター	実績なし	避難を要する母子のDV被害者に対し、母子緊急一時保護事業の利用を促し、身の安全を図る。児童を単独で保護する必要がある場合は、児童相談所と協力し対応する。
		参考指標	97再掲	生活困窮者自立支援制度の活用	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。	地域福祉課	生活困窮者の相談に福祉や就労の専門職等が応じ、個々の状況にあわせた支援計画を作成し、寄り添い型による包括的・総合的な支援を行った。 また、重層的支援体制整備事業において、複合的な課題を抱える対象者については、コミュニティソーシャルワーカーと生活困窮支援員が連携し、関係機関との調整や必要な支援へつなぎ、迅速な相談援助を実施した。 【新規相談件数414件】 【支援プラン作成件数54件】 【就職者数25人】	生活困窮者の相談に福祉や就労の専門職等が応じ、個々の状況にあわせた支援計画を作成し、寄り添い型による包括的・総合的な支援を行う。 また、重層的支援体制整備事業におけるコミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化し、迅速な相談援助の体制を構築する。 特にコミュニティソーシャルワーカーにおいては、生活困窮者を含む課題を抱えた市民、地域に必要な資源開拓、地域で活動する団体等の支援を行い、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組む。
		参考指標	101再掲	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。	こども家庭センター	ひとり親家庭等の各種手続き・問合せ時での相談のほか、児童ケースワーカーの支援や地域福祉課福祉総合相談支援チーム等と綿密な連携による相談体制において、総合的な支援を行った。	庁内での横断的な相談体制を維持し、ひとり親家庭等に対する総合的かつ専門的な支援を行う。
		参考指標	47新規	犯罪被害者支援の充実	犯罪被害者等支援の総合的な対応窓口として、関係機関等と連携し、相談及び支援を行う。	市民総合相談室	犯罪被害者援助センターと情報共有を図り、条例に基づき重傷病見舞金を支給した。（1件）また、見舞金の該当ではなかったが、相談を受け当事者に寄り添う対応を行った。	犯罪被害者援助センターと情報共有を図りながら、必要な支援に繋いでいく。
	3 相談体制の充実	成果・参考指標	48	配偶者暴力相談支援センターの周知・相談体制の充実	被害者や悩みを抱える人が相談できるよう、様々な機会・媒体を通して配偶者暴力相談支援センターの周知を行うとともに、迅速に必要な支援に繋いでいく。 【成果指標】DVの被害経験が過去に「何度もあった」、「1、2度あった」と回答した人がどこかに相談をした割合 【目標値】30% 【参考指標】配偶者暴力相談支援センターの認知度（「内容を知っている」と回答した人の割合） 【目標値】増加	市民総合相談室	・繋がりがやすい相談窓口の整備については、電話相談をきっかけとして支援につなぐことができると考え、3か年実施計画で必要な経費の要求を行ったが、査定となった。 ・「女性に対する暴力」期間中にパネル展及び図書展示を実施した。 ●パネル展示 日程 11月11日（月）～15日（金） 場所 市役所1階ギャラリー 内容 フライベートゾーン それなあに？ ほか ●パーフルリボンタペストリー 日程 11月26日（火）～29日（金） 場所 市民総合相談室 ・文京大学の公務キャリア特講において相談窓口の周知を図るとともに、デートDVのリーフレット等を配付した。	相談件数の増加に伴い、あらゆる機会をとらえて引き続き市報やホームページ及び相談事業啓発用リーフレット等により相談窓口の周知を図っていく。
		参考指標	49	DV・女性総合相談の充実	相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、総合的なコーディネートを図り、相談体制の充実を図る。 【参考指標】配偶者暴力相談支援センターの支援人数 【目標値】適切な運用	市民総合相談室	各種専門性を持つ相談員を配置することにより、多様な相談に対応することができた。 ・女性のためのDV・総合相談（女性相談員が対応）（相談日）毎週月曜日・火曜日・木曜日・第1・3・5金曜日 （相談人数）1日5人まで （相談時間）1人50分 （相談員）5名（社会福祉士・精神保健福祉士2名、行政書士1名、公認心理師1名、夫婦問題カウンセラー1名） （支援方法）面談カウンセリング・助言・情報提供・心理ケアなど （DV相談件数）197件（内訳：女性相談員102件、職員82件、弁護士10件、行政書士3件） 実人数114人	相談機会の充実や専門知識の経験をつんだ相談員を配置することで、総合的なコーディネートを図り、相談体制の充実を図っていく。また、相談件数の増加に伴い、職員によるDV相談も増加していることから、統計分析をもとに現相談体制について検証する。
		参考指標	50	ストーカー、性暴力など多様化する相談対応の充実	相談の機会の充実や専門知識の豊富な相談員を配置することで、相談体制の充実を図る。	市民総合相談室	令和6年度は、ストーカーに関する相談1件、性暴力に関する相談1件であった。性暴力については埼玉犯罪被害者援助センター（アイリス）及び弁護士と連携協力を図りながら支援にあたった。	身近な相談窓口である配偶者暴力相談支援センターとして、引き続き相談窓口の周知を行います。

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
2 ドメスティック・バイオレンスの防止と根絶に向けた予防啓発の推進	1 若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知		51 新規	若年層に対するデートDV・性暴力防止に向けた啓発	DV週間に実施する図書展示やパネル展をはじめあらゆる機会を通じて、デートDV及び性暴力防止の啓発を行う。	市民総合相談室	・「女性に対する暴力」期間中にパネル展及び図書展示を実施した。 ●パネル展示 日程 11月11日（月）～15日（金） 場所 市役所1階ギャラリー 内容 フライベートゾーン それなあに？ ほか ●パーフルリボンタペストリー 日程 11月26日（火）～29日（金） 場所 市民総合相談室 ・R6.11.20文京大学の公務キャリア特講において相談窓口の周知を図るとともに、デートDVのリーフレット等を配付した。	引き続き、若年層に居きやすい媒体等を利用した啓発活動や相談窓口の周知を図っていきます。
			52 新規	若年層に向けた相談窓口の周知	性暴力被害を防止するための広報・啓発活動を通じて、若年層が相談に繋がりがやすい環境整備を図るとともに、相談窓口の周知に努める。	市民総合相談室	・電話相談に係る経費を3か年実施計画（R7～9）において、予算要求したが査定となった。 ・相談窓口の周知については、リーフレット等を1階ギャラリーのパネル展開催時に配架した。また、文京大学の公務キャリア特講において相談窓口の周知を図るとともに、デートDVのリーフレット等を配付した。	DV被害者からの相談は電話のみでの解決は困難ではあるが、電話相談をきっかけとして支援につなぐことができるため、引き続き若年層に居きやすい媒体等について研究していく。
	2 ハラスメントの防止に向けた理解促進と情報共有の充実		53	ハラスメント行為の防止に向けた啓発	校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。	市民総合相談室	・人権問題市民・企業講演会の案内に合わせて、延べ約103箇所へ「企業で働く人のための人権啓発冊子」（ワーク・ライフ・バランスや働きやすい職場づくり、セクシュアル・ハラスメントなどについても掲載）を送付しワーク・ライフ・バランスの必要性を事業所に働きかけた。	・県や財団法人等からのパンフレットやチラシを窓口に設置する。 ・1月実施予定の人権問題市民・企業講演会の案内に合わせ、ワーク・ライフ・バランスの必要性について事業所へ働きかける。
			1 再掲	あらゆる機会を通じた啓発活動	市役所ギャラリーや図書館など多くの市民が集まる場や広く情報が行き渡る媒体を通じて啓発活動を行う。	市民総合相談室	・男女共同参画パネル展 【開催期間】 6月21日（金）～6月28日（金） 【パネル内容】 「考えよう！わたしたちの働き方・暮らし方」 「多様な性 知っていますか？」 「ジェンダー主流化」 【パネル展会場】市役所本庁舎2階市民総合相談室 ・図書展示 【大井図書館】 6月1日（土）～6月30日（日）	・男女共同参画パネル展 【開催期間】 6月20日（金）～6月27日（金） 【パネル内容】 「わたしの防災対策」 「多様な性 知っていますか？」 【パネル展会場】市役所本庁舎2階市民総合相談室 ・図書展示 【上福岡図書館・大井図書館】 6月1日（日）～6月30日（月）
						社会教育課	・図書展示 【大井図書館】 6月1日（土）～6月30日（日）	・図書展示 【上福岡図書館・大井図書館】 6月1日（日）～6月30日（月）
			54	市職員を対象にした相談窓口の周知・対応	ハラスメント行為の防止・排除に向けて相談窓口の強化を図る。 また、庁内に配置しているハラスメント相談員を活用することで、防止対策を強化するとともに、組織内の意識啓発を推進する。	人事課	・6月にセクシュアル・ハラスメント防止等についての制度とともに、セクシュアル・ハラスメント相談員や相談窓口について庁内イントラで周知した。 ・12月に実施する自己申告書に「セクハラ・パワハラ等」に関する設問を設け、状況の把握に努めた。	セクシュアル・ハラスメント防止員制度と相談員について、職員への周知を図る。
		管理指標	55	ハラスメント等職員研修会の実施	全職員を対象に、「特定事業主行動計画」に基づきハラスメント防止研修を実施する。 【管理指標】ハラスメント防止研修受講人数 【目標値】延べ420人 ※令和6年度～令和12年度	人事課	【対象】 全職員 【内容】 ハラスメントの防止に向け、ハラスメントの起こる原因と背景、内容などを学び、起こさないために注意すべき事項等を学ぶ。 【実施時期】 令和7年1月10日 【受講者数】 53名 【事業費】 研修業務委託料 116千円	【対象】全職員 【内容】セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなどのハラスメントの起こる原因・背景、内容などを学ぶ。また、ハラスメントを起こさないために注意すべき事項などを学ぶ。 【実施時期】未定 【対象者数】60名程度

基本目標 4 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
1 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な支援	1 困難な問題を抱える女性に寄り添った支援体制の整備		56 新規	アウトリーチなどによる支援対象者の把握	アウトリーチをはじめ、電話相談、SNSを利用し、支援対象者が相談につながりやすい環境の整備に努める。	市民総合相談室	大井総合支所での面談や庁内支援課への同行等を実施した。また、女性相談日以外で職員による電話相談を実施した。	相談者の状況に応じて、電話相談や訪問など柔軟に対応していく。
			57 新規	困難な問題を抱える女性に寄り添った相談支援	支援対象者の経済的支援のみならず、必要な支援につながるよう、女性相談支援員による各種支援のコーディネート及び同行支援を行う。	市民総合相談室	相談件数の増加に伴い、支援依頼延べ件数も増加している。 ・支援関係機関（外部含む）へのコーディネート件数506件	相談者の状況に応じて、庁内の関係課のみならず、必要に応じて外部機関等の手続等についても同行支援を実施していく。
	2 継続的な自立支援の実施	参考指標	58 新規	支援調整会議の実施	支援対象者への適切かつ円滑な支援を実施するために、関係機関等を構成員とする支援調整会議を実施する。また、支援方針に基づき、関係機関相互に連携協力を行う。 【参考指標】困難な問題を抱える女性支援のための支援調整会議の実施回数 【目標値】適切な運営	市民総合相談室	ふじみ野市困難な問題を抱える女性支援調整会議設置要綱第5条に基づき、支援調整会議を令和6年10月1日（火）に実施した。 関係課：市民総合相談室、女性相談支援員、障がい福祉課、こども家庭センター、学校教育課	現在、支援中の多機関調整を必要とするケースのうち、DV被害者とDV以外の問題を抱える者を精査し、会議の対象者となるケースを絞る。
	3 地域資源を生かした生活再建の推進		45 再掲	NPO等の民間団体との協働	DV被害者の緊急避難や支援強化のため、専門性の高いノウハウを持った民間団体と連携し、同行支援及びアウトリーチを実施する。また、NPOが運営する施設を利用し、被害者が落ち着いて今後の生活等を考える居場所を提供する。	市民総合相談室	令和6年度から「女性のためのDV・総合相談」の一部を専門性の高いノウハウを持った民間支援団体に委託したことにより、県外から本市に避難してきたケースを民間団体が運営する施設を利用するとともに、当該団体と連携して包括的な支援を行うことができた。	DV被害者等の包括的かつ継続的な支援体制を構築するために、引き続き民間団体との連携体制を強化していく。
2 困難な問題を抱える女性への相談体制の充実	1 困難な問題を抱える女性への包括的かつ継続的な相談体制		59 新規	困難な問題を抱える女性への相談支援の強化・充実	支援対象者が目指すものは、経済的な自立だけではない。そのため、個々の状況や意思に応じて、必要な福祉サービスを利用しながら、支援対象者が自己決定できるよう寄り添った支援を行う。	市民総合相談室	支援調整会議は、支援対象者の状況や意思を十分に理解し、安全かつ安心できる環境で心身の回復や日常生活を取り戻せるように支援していくことが重要であるため、支援関係者間での情報共有は必須であり、そのために支援調整会議の実施は効果的である。しかしながら、本市の女性相談支援員は常駐ではなく、ローテーションにより相談にあっているため、相談から支援まで女性相談支援員が一貫して関わることができない状況となっている。	現在の相談体制の見直しを図るとともに、複合的な問題を抱えたケースについて、職員及び女性相談支援員がDV事案等に精通した弁護士からの法的な支援が受けられる仕組みを検討する。
			60 新規	女性相談支援員の資質向上	女性相談支援員は、支援対象者に寄り添いながら、関係機関と各種福祉サービスの調整及び連携を図っていくことから、能力向上に努めるとともに、女性相談支援員をサポートする体制の整備に努めていく。	市民総合相談室	困難女性支援法の施行に伴う対応等について、女性相談支援員及び職員相互の理解を図るために8月に意見交換会を実施した。意見交換会では、配偶者暴力相談支援センターにおける困難女性の支援の在り方や支援調整会議の役割などについて意見交換を行い、現在抱えているケースの支援状況や課題についても併せて説明した。	配偶者暴力相談支援センターの女性相談支援員及び職員は、支援対象者に必要な福祉サービス等に係るコーディネーター機能を果たし、庁内においては調整の司令塔としての役割を有している。そのため、支援関係者の能力向上に向け、家庭問題情報センターによる研修会を実施する。

基本目標５ 社会参画の促進

主要課題	施策の方向	指標	施策 番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
1 地域・社会活動への参画促進	1 地域・社会活動への参画促進		61	男女共同参画を推進している活動団体および男女共同参画推進リーダーの育成	市内で活動する団体に対して、国や県の取組などの情報を提供するとともに、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。	市民総合相談室	男女共同参画推進リーダーの育成のため、国立女性教育会館や県などで実施している研修会等の情報を市ホームページに掲載する。	男女共同参画推進リーダーの育成のため、国立女性教育会館や県などで実施している研修会等の情報を市ホームページに掲載した。
			2 再掲	男女共同参画社会実現をめざしたまちづくりの推進	男女共同参画に関する市民の認識と理解を深めるための啓発事業を市民団体等に委託し、市民の主体的な活動による男女共同参画社会の実現をめざす。	市民総合相談室	ふじみ野市男女共同参画をすすめる市民の会 【事業名】2事業の提案 【委託料】1事業あたり10万円を限度 ①映画会「そばかす」 日：令和7年1月25日（土）参加人数：81人 ②講演会「三淵嘉子の生涯」 日：令和6年11月9日（土）参加人数：97人	ふじみ野市男女共同参画をすすめる市民の会 【事業名】2事業の提案 R7.1.25①映画会「そばかす」、②講演会「三淵嘉子の生涯」 【委託料】1事業あたり10万円を限度
			62	生きがい学習ボランティア団体、市民活動の充実	ボランティア活動・市民活動へのきっかけづくりや、団体の活性化のために必要な助言をしたり、活動に必要な場所・情報等を提供したりすることで、男女が共に市民活動に取り組めるような支援を行う。	協働推進課	・市の催し、イベント、市内で活動する団体・サークル、ボランティア情報を集約した情報冊子「ふじみ野市生きがい学習ガイドブック」を、R6/7月に2,000冊発行し、各公共施設に配架してもらい、情報の提供を行った。 ・市民活動に取り組む団体・個人の抱える課題について、コーディネーターによる支援を行った。 ・市民活動を行う団体及び個人を対象とした、ホームページ作成に関する講座を実施した。 ・市民活動団体による展示会・交流会を実施した。	市の催し、イベント、市内で活動する団体・サークル、ボランティア情報を集約した情報冊子「ふじみ野市生きがい学習ガイドブック」を発行し、情報の提供を行う。 市民活動支援センターを通じて、ボランティア活動・市民活動へのきっかけづくりや団体の活性化の為に必要な助言をしたり、活動に必要な場所・情報等の提供を引き続き実施していく。
			63	地域力向上のための支援	地域に密着した活動を進める組織である自治組織（町会・自治会・町内会）の加入促進に努めるとともに、誰もが活躍できる環境づくりへの支援を行う。	協働推進課	地域に密着した活動を進める組織である町会、自治会、町内会の加入促進に努めた。 【令和6年度実績】 市への加入申込・相談件数 46件	地域に密着した活動を進める組織である町会、自治会、町内会の加入促進に引き続き努める。
2 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	1 防災組織等における女性参画の促進	参考指標	64	自主防災組織等における女性参画の促進	自治組織（町会・自治会・町内会）を中心とする自主防災組織への市民の参画を促進するとともに、講演や講座を通して、女性が地域で活躍できる環境づくりを推進する。 【参考指標】自主防災組織等で活躍する女性の人数 【目標値】増加	危機管理防災課	総合防災訓練の避難所開設訓練において、各地域防災拠点の女性避難所運営委員や自治組織の女性役員とマニュアルの検証を行うなど、女性目線の意見等を頂く機会を設け、女性の参画を促した。	総合防災訓練の避難所開設訓練において、各地域防災拠点の女性避難所運営委員や自治組織の女性役員とマニュアルの検証を行うなど、女性目線の意見等を頂く機会を設け、女性の参画を促す。
		成果指標	65	防災会議への女性委員の参画促進	市の防災・災害対策の方針を決定する防災会議における女性委員の参画を促進する。 【成果指標】市の防災会議における女性委員の割合 【目標値】30%	危機管理防災課	1号委員（指定地方行政機関）、4号委員（市の機関）、8号委員（指定公共機関及び指定地方公共機関）、9号委員（自主防災組織）、10号委員（学識経験）に各1名の女性を登用した。	1号委員（指定地方行政機関）、9号委員（自主防災組織）及び、10号委員（学識経験）への女性委員の推薦を呼びかけていく。
	2 多様なニーズに即した災害対策・復興支援		66	多様なニーズに応える防災用品の整備	女性や要配慮者など多様なニーズに対応する防災用品の備蓄を行う。	危機管理防災課	地域防災拠点ごとに1名以上の女性指定職員を配置するとともに、防災備蓄品購入計画に基づき、液体ミルクや生理用品を配備するなど、女性の視点に立った備蓄を行った。	地域防災拠点ごとに1名以上の女性指定職員を配置するとともに、防災備蓄品購入計画に基づき、液体ミルクや生理用品を配備するなど、女性の視点に立った備蓄を行う。
			67	多様なニーズに配慮した避難所マニュアルの更新	災害時の避難所運営の際に女性や要配慮者など多様なニーズに対応できるよう避難所運営マニュアルを適宜見直し・更新を行う。	危機管理防災課	避難所開設時において、指定職員の一人に女性を配置した。また、総合防災訓練では、女性の埼玉県リーダー養成指導員による女性目線の避難所運営などについて講話を実施した。	避難所開設時において、指定職員の一人に女性を配置する。また、総合防災訓練において、女性の埼玉県リーダー養成指導員による女性目線の避難所運営などについて講話を継続実施する。また、国や県が示すガイドライン等に基づき、マニュアルの更新を行う。
3 国際理解・協力における男女共同参画の促進	1 国際理解・協力と交流の促進・外国籍市民への理解と支援		68	外国籍市民の学習の場の充実と交流の促進	地域に住む外国籍市民の言葉による行き違い等のトラブルを緩和できるよう、日本語の初等学習支援と日本の行事や習慣を学ぶ機会を設けるとともに、地域との交流を図りともに豊かに暮らせる地域づくりを目指す。 ・にほんご教室	社会教育課 （上福岡西公民館）	【成人教育事業】 事業名：にほんご教室 開催期間：4月～3月の毎週水・日曜日に開催 会場：上福岡西公民館 参加者：水曜日（48回）410人、日曜日（40回）663人 訪れた方の国籍と人数：全16か国、161人（中国44人、ネパール54人、ベトナム16人、フィリピン12人、バングラデシュ6人、タイランド5人、スリランカ5人、インドネシア4人、インド4人） 日本人スタッフの努力により、「にほんご教室」は毎週開催された。地域に外国の文化を紹介し、交流する機会を作るとともに、地域への定着に貢献した。	【成人教育事業】 事業名：にほんご教室 開催期間：4月～3月の毎週水・日曜日に開催 会場：上福岡西公民館、ステラ・イースト
			69	国際理解・協力の推進	国際交流活動やボランティア活動への参加のきっかけとなるような講座を実施する。 ・国際交流ボランティア講座	社会教育課 （上福岡西公民館）	【成人教育事業】 事業名：日本語ボランティア養成講座 開催日：2月2日（日）、9日（日） 会場：上福岡西公民館 講師：上福岡西公民館日本語教室（ふじみの国際交流センター） 参加人数：延べ34人 内容：外国人に対する接し方、日本語指導の心構えや指導方法等について	【成人教育事業】 事業名：日本語ボランティア養成講座 開催日：2月1日（日）、8日（日） 会場：上福岡西公民館 講師：上福岡西公民館日本語教室（ふじみの国際交流センター）
			70	国際交流の推進	市民の国際交流活動を推進するため、国際化や多文化共生を活動分野とするNPO法人や埼玉県等と連携して交流の場の提供に努める。	協働推進課	県のワンナイトステイ事業への協力を通じて、市民の国際交流を支援した。 【令和6年度実績】 1 登録家庭数 3件 2 受入件数 3件	県のワンナイトステイ事業への協力を通じて、市民の国際交流を支援する。 【令和7年度目標値】 1. 登録家庭数 4件 2. 受入件数 4件
		参考指標	71	外国籍市民の生活相談の実施	日本語を母語としない外国籍市民が暮らす中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談事業を多言語で実施する。 【参考指標】外国籍市民の生活相談延べ件数 【目標値】適切な運営	協働推進課	ふじみの国際交流センターにおいて、月・金の午後1時から午後4時まで、火・水・木の午前10時から午後4時までの間、多言語（日・英・中・韓・フィリピン・ネパール語・その他）による生活相談を延べ310件受け付けた。	ふじみの国際交流センターにおいて、月・金の午後1時から午後4時まで、火・水・木の午前10時から午後4時までの間、多言語（英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ヒンディー語、ネパール語、ベトナム語、ウルドゥー語、スペイン語、ポルトガル語、フランス語、インドネシア語等）による生活相談を受け付ける。
			72	多言語による生活情報の提供	近隣市町と連携し、外国語版ホームページの運営及び外国籍市民生活ガイドブックを作成し、日本語を母語としない外国籍市民の生活をサポートする。	協働推進課	市のホームページとリンクさせ、富士見市・三芳町と共同で「生活ガイド7ヶ国語（英・中・韓・タガログ・ポルトガル・日・ベトナム版）」のサイトを運営した。 このほか、入国・転入後の日本での基礎的生活情報や役所での手続き等を記載した冊子を8か国語で発行し、窓口で配布した。 発行数：英語120部、中国語80部、ポルトガル語30部、韓国語30部、タガログ語30部、ベトナム語30部、やさしい日本語120部、ネパール語30部	市のホームページとリンクさせ、富士見市・三芳町と共同で「生活ガイド7ヶ国語（英・中・韓・フィリピン・ポルトガル・ベトナム・日）版」のサイトを運営する。 このほか、入国・転入後の日本での基礎的生活情報や役所での手続き等を記載した8ヶ国語（英・中・韓・フィリピン・ポルトガル・ベトナム・やさしい日本語、ネパール語）による冊子を年度初めに発行し、窓口で配布する。
			73	多言語による防災・災害時の情報提供の推進	日本語を母語としない外国籍市民が防災の取組や災害時の情報を理解できるよう、多言語による情報提供のあり方を引き続きあらゆる機会を利用し、周知を行う。	危機管理防災課	「外国籍市民のための生活ガイド」のホームページ、冊子等を通して情報提供を行った。 また、PDF版、Web版ごとに7か国語に翻訳したハザードマップを、HP等で公開し情報提供を行った。	「外国籍市民のための生活ガイド」のホームページ、冊子等を通して情報提供を行う。 また、PDF版、Web版ごとに7か国語に翻訳したハザードマップを、HP等で公開し情報提供を行う。

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
	2 平和活動の推進							
						協働推進課	社会教育課と共同でふじみ野市平和推進事業を開催。 【パネル展示】 開催日 ①9月9日(月)～9月20日(金) ②9月24日(火)～9月27日(金) ③9月28日(土) 場 所 ①大井総合支所1階展示スペース ②ふじみ野市役所本庁舎ギャラリー ③市民交流プラザ2階(フクトピア) 【平和祈念フェスティバル】 内 容 講演会、葦原中学校吹奏楽部コンサート、パネル展示（認定NPO法人パレスチナ子どものキャンペーン）	社会教育課と共同で平和推進事業を開催する。 開催日 9月21日（日） 場 所 大井総合支所2階ゆめぼると
			74	平和意識の高揚	市民参加による平和事業や平和教育を実施する。	社会教育課	・協働推進課と共同でふじみ野市平和祈念フェスティバル及びパネル展示を開催した。 【フェスティバル】 開催日時 令和6年9月28日(土) 午後1時～午後3時30分 場 所 市民交流プラザ 来場者数 121人 内 容 ①講演会「ガザの人道危機と支援活動」講師：中村哲也氏（認定NPO法人パレスチナ子どものキャンペーン） ②葦原中学校吹奏楽部によるコンサート 【パネル展示】 内容期間・会場 ①9月9日(月)～9月20日(金) 大井総合支所1階展示スペース ②9月24日(火)～9月27日(金) ふじみ野市役所本庁舎ギャラリー ③9月28日(土) 市民交流プラザ	・協働推進課と共同でふじみ野市平和祈念フェスティバル及びパネル展示を開催する。 【フェスティバル】 開催日時 令和7年9月21日（日） 午後1時～午後3時30分 場 所 ゆめぼると 内 容 未定 【パネル展示】 開催日 未定 場 所 未定 内 容 未定
						社会教育課 （上福岡西公民館）	【成人教育事業】 事業名：人権講座 ・第1部：「聴覚障がい者の日常・手話講座」 ・第2部：「ハートフルコンサート」 募集人数：80人 開催日：12月19日（木） 午後1時30分～午後3時 会場：上福岡西公民館 参加人数：61人	【成人教育事業】 事業名：人権講座 募集人数：未定 開催日：2月5日（木） 会場：ステラ・イーストホール ※昭和100年大学合同公開講座と合同開催予定。

基本目標6 生涯にわたる健康支援

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発	1 性と生殖に関する健康と権利についての意識啓発		75	妊娠・出産に関する相談や意識啓発の推進	女性の健康と権利を守るため、妊娠・出産等の女性の健康に関する相談や学習機会の充実を図るとともに、あらゆる機会を利用して意識啓発や正しい知識の普及に努める。	保健センター（R7からはこども家庭センター）	・パパママセミナー【実施回数】 ・年10日開催（午前、午後の2回実施） 【内容】 ・1日目：沐浴・おむつ替え・抱っこ、妊娠中から考える親子の食事 ・2日目：デンタルケア、産後うつ、産後の育児、子育て支援施設の紹介など ＊その他、妊婦体験コーナーや参加者交流など。 実績：実人数212人（妊婦107人、パートナー105人） 延人数390人	・パパママセミナー【実施回数】 ・年10日開催予定（午前、午後の2回開催） 【定員】Aコース10組、Bコース15組 【内容】 ・Aコース：沐浴・おむつ替え・抱っこ、妊娠中から考える親子の食事 ・Bコース：デンタルケア、産後うつ、産後の育児、子育て支援施設の紹介など ＊その他、妊婦体験コーナーや参加者交流など。
			76	エイズ・性感染症に関する知識の普及啓発	保健所と連携して、エイズ等性感染症の予防や対処、正しい知識習得のための啓発・情報提供を行う。	保健センター	保健所から配付を依頼された（エイズ、性感染症に関する）パンフレットの配架とポスター掲示	保健所から配付を依頼された（エイズ、性感染症に関する）パンフレットの配架とポスター掲示
			77	児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育の充実	性や人権に関する悩みを抱える児童・生徒に対して、必要に応じて相談や質問ができる相談窓口等を支援（コーディネート）するとともに、児童生徒の発達段階に応じた適切な性と生殖に関する教育を進めます。	学校教育課	・性に関する指導の年間指導計画を作成し、保健、保健体育、学級活動等で系統的な学習指導を行った。 ・「性に関する指導」指導者研修会へ各学校の性教育担当が参加し、研修内容を校内に広め、実践力向上に努めた。 ・小中学校の連携により、性教育、人権教育の指導計画の見直しと改善を行った。 ・市内全中学校第3学年を対象に産婦人科医高橋幸子先生による生命の安全教育講演会を開催し、包括的性教育を実施した。	・性に関する指導の年間指導計画を作成し、保健、保健体育、学級活動等で系統的な学習指導を行う。 ・「性に関する指導」指導者研修会へ各学校の性教育担当が参加し、研修内容を校内に広め、実践力向上に努める。 ・小中学校の連携により、性教育、人権教育の指導計画の見直しと改善を行う。
2 母性の保護と母子保健の充実	1 母性の保護と母子保健事業の充実	成果指標	78 新規	母子保健事業の充実及び母性保護の理解の促進	妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない総合的な支援を行う。 母子健康手帳交付時に保健師等が面談を行い、妊娠や育児に関する情報提供や相談を行うほか、妊婦とそのパートナー等を対象にセミナーを実施し啓発・情報提供を行う。 【成果指標】妊娠届出時における妊婦の状況把握率【目標値】100%	保健センター（R7からはこども家庭センター）	母子健康手帳交付時（転入妊婦も含む）に、保健師や助産師による面談を実施しました。 実績：100%	母子健康手帳交付時（転入妊婦も含む）に保健師、助産師による面接を実施する。 【面接実施数】妊娠届出をした者全数実施（転入妊婦も含む）
	2 健康を脅かす問題への対策		79	薬物乱用防止教育の充実	児童生徒が薬物乱用と健康との関係について正しく理解し、生涯を通じて薬物を乱用しないよう啓発・教育を行う。	学校教育課	・警察職員、学校薬剤師、NPO法人職員が更新薬物乱用防止教室を小学校11校、中学校6校で開催した。 ・小・中学校で薬物乱用防止についての学習を行った。（小学校6年保健、中学校3年保健体育） ・県教育委員会主催の研修会へ参加を促した。	・薬物乱用防止教室の実施 ・小・中学校で薬物乱用防止についての学習を行う。（小学校6年保健、中学校3年保健体育） ・県教育委員会主催の研修会へ参加を促す。
			80	薬物・喫煙・アルコールの害に関する啓発	妊産婦をはじめ、各乳幼児健康診査や講座等を通じて薬物・喫煙・過度の飲酒等が健康に及ぼす影響についての啓発・教育を行う。	保健センター	保健所等から配付を依頼された（薬物、受動喫煙に関する）パンフレットの配架とポスター掲示および市報への啓発記事掲載	保健所等から配付を依頼された（薬物、受動喫煙に関する）パンフレットの配架とポスター掲示および市報への啓発記事掲載
3 生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進	1 生涯を通じたこころとからだの健康保持・増進		81	健康管理に関する啓発活動の推進	市民の自主的・自発的な健康づくりを促進するため、生活習慣病予防やこころの健康などに関する各種セミナーや教室、健康相談を実施する。	保健センター	・歯と口の健康づくり講演会【実施回数・参加人数】1回、36人 ・がん予防セミナー【実施回数】1回/年 47名参加 ・健康相談【実施回数】53回 【内容】保健師・管理栄養士が生活習慣病等に関することの相談。	・歯と口の健康づくり講演会1回 ・健康相談【実施回数】48回 【内容】保健師・管理栄養士が生活習慣病等に関することの相談。
			82	生涯スポーツの推進	性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、誰もがスポーツを身近に親しむことができる事業を推進する。	文化・スポーツ振興課	・スポーツ推進事業【期間】年間を通して実施 【内容】元氣・健康フェア、シニア元氣塾、ラジオ体操事業等 【会場】市内スポーツ施設等 ・市民スポーツ大会事業【実施日】8月～2月 【対象】スポーツ協会傘下団体・一般市民 ※新種目のポッチャを含む全18種目を開催し、複数種目において男女混合ミックス部門を設置した。 【会場】市内体育施設等 【延べ参加人数】3,740人 ・オールふじみ野市民スポーツフェスティバル事業【実施日】10月13日（日） 【対象】市民 【内容】東西合同スポーツフェスティバル、吹奏楽部による演奏会、芸人ライブ 【会場】上野台小学校 【延べ参加人数】2,300人 ・ロードレース大会事業【実施日】12月15日（日） 【対象】親子及び小学生の部は市民、その他は一般 【内容】親子から壮年まで17部門あるロードレース大会 【コース】第2運動公園周辺特設コース 【当日受付人数】1,198人（申込：1,324人） ・入間地区社会体育推進事業【期間】2月2日（日） 【対象】ふじみ野市、富士見市、三芳町に在住・在勤・在学中で中学生以上の方 【内容】入間東部地区駅伝競走大会 【会場】特設コース 【当日参加チーム数】74チーム（申込：90チーム）	・スポーツ推進事業【期間】年間を通して実施 【内容】元氣・健康フェア、シニア元氣塾など 【会場】市内スポーツ施設等 ・市民スポーツ大会事業【実施日】8月～2月 【対象】スポーツ協会傘下団体・一般市民 【内容】市民スポーツ大会 【会場】市内体育施設等 ・市民スポーツフェスティバル事業【実施日】7月～10月 【対象】一般市民 【内容】市民スポーツフェスティバル（東西地域） 【会場】市内小学校 ・ロードレース大会事業【実施日】12月14日 【対象】親子及び小学生の部は市民、その他は一般 【内容】親子から壮年まで17部門あるロードレース大会（コース）第2運動公園周辺特設コース ・入間地区社会体育推進事業【期間】2月1日 【対象】ふじみ野市、富士見市、三芳町に在住・在勤・在学中で中学生以上の方 【内容】入間東部地区駅伝競走大会 【会場】特設コース
		成果指標	83	健康診査・検診の受診動奨	早期発見、早期治療にむけての健康診査や各種がん検診等の受診率向上のため、周知・啓発を行うとともに、健診後の保健指導を行う。 【成果指標】国民健康保険加入者を対象とした特定健康診査受診率【目標値】47.7%	保険・年金課 保健センター	・国民健康保険加入対象者の特定健康診査【対象者・受診者数・受診率】11,885人・5,354人・45.0%(4月25日現在) ・後期高齢者医療加入者の健康診査【対象者・受診者数・受診率】17,866人・7,397人・41.4%(4月8日現在)	・国民健康保険加入者対象の特定健康診査 ・後期高齢者医療保険者対象の健康診査
			84	健康に関する相談	保健師・管理栄養士等により、特定健康診査等の検査の見方や生活習慣病等健康に関する相談事業を行い、健康寿命の延伸を図る。 また、歯科衛生士による歯と口腔の相談を行い生涯自分の歯で噛める支援をする。	保健センター	・健康相談【実施回数】53回 【内容】保健師・管理栄養士が生活習慣病等に関することの相談。 ・成人歯科健康相談：定期10回、不定期10回、延べ32人 ・フレイル健康相談 個別支援30名	・健康相談【実施回数】48回 【内容】保健師・管理栄養士が生活習慣病等に関することの相談。 ・成人歯科健康相談【実施回数】定期12回 ・フレイル健康相談【内容】BMI20未満に該当する75歳と76歳の人と前年度から体重が2Kg以上減少し、BMIが20未満に該当する75歳以上80歳未満の人に対し、個別支援を行う。
		管理指標	85	こころの健康相談	こころの健康に関する悩みをもつ当事者や家族等の支援及び、適切な医療機関における早期治療につなげるため、精神科医、臨床心理士等によるこころの健康相談を対象者に合わせた方法で行う。 【管理指標】こころの健康相談延べ件数【目標値】30件	保健センター	・こころの健康個別相談【実施回数】12回/年（臨床心理士12回/年） 【内容】こころの健康に関する相談。	・こころの健康個別相談【実施回数】12回/年（精神科医師2回/年、臨床心理士10回/年） 【内容】こころの健康に関する相談。
			86	ひきこもりに関する相談	社会とのつながりが持てず、ひきこもり状態にある当事者や家族を対象に、心理・福祉・医療の専門職や関係機関等と連携し、社会的自立や就労に向けた支援を行う。	地域福祉課	ひきこもり当事者やその家族に対し、臨床心理士や福祉総合支援員による個別面談を中心に、個々に合わせた支援を実施した。その他、当事者家族への支援として市独自事業として「家族のつどい」を実施し、朝霞保健所と2市1町で連携した「家族教室」を実施した。例年、市単独の「ひきこもりセミナー」を開催してきたが、令和6年度は朝霞保健所連携して「ひきこもりに関する市民及び支援者向け研修会」を開催した。このうち「支援者向け研修会」は、市のホームページや市報等で周知し、市内に潜在するひきこもり当事者やその家族に市の支援内容等を周知できた。	引き続き、ふくし総合相談センター支援員や臨床心理士等による個別支援を中心に、個々の状況に合わせ、関係機関と連携した支援を行う。 当事者家族への支援は「家族のつどい」や「家族教室」を開催し、世帯全体の課題解決のため、切れ目のない支援を実施する。 生活面のみではなく、心身の相談に関わる場合は、臨床心理士の適切なアセスメントを基に、庁内関係機関、保健所、医療機関、支援機関等と連携し、当事者とその家族の望む生活に向けた支援を実施する。 また、潜在するひきこもり当事者やその家族の早期発見のため、民生委員児童委員などと連携を強化する。

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
1 次世代を育成するための環境づくり	1 子育て支援体制の充実		87	子育て支援体制の充実	妊娠期から子育て期の家庭が、育児不安について気軽に相談ができるように親子の居場所を提供する。また、個々のニーズに対応するために子育て支援関係機関等の連携を図り、切れ目のない支援を行う。	子育て支援課	・母子手帳交付（保健師による面接を実施し、必要な支援を行った）【母子手帳交付数】108件 ・フレママのつどい 保健センターとの連携事業（助産師1名+保健師1名） 【場所】上野台子育て支援センター 【実施回数】年12回 【参加人数】17名 ・妊婦と0歳つどい（妊婦参加交流事業） 【場所】大井子育て支援センター 【実施回数】年12回 【参加人数】6名 ・おひさまの会（ダウン症育児での会） 保健センターとの連携事業 【場所】保健センター 【実施回数】2回 ・子ども子育て連携会議 【実施回数】年4回 ・こんにちは赤ちゃん訪問及び産後うつ事業ケース検討会議 【実施回数】年4回 ・ケア会議 【実施回数】年11回 【連携】 ・ファミリー・サポート・センター基礎講座講師…年2回 ・赤ちゃん学級（産後サポート事業）職員派遣…年12回 【事業名】訪問型子育て支援 【訪問回数】年4回	・上野台及び大井子育て支援センターにて、妊娠期から子育て期の親子が利用する事業全般において、子育て家庭のニーズを把握し、相談並びに子育て支援関係機関との連携体制を築き、利用者の包括的支援を展開する。 ・妊娠期の人を対象に交流の場を設け、妊娠、出産、子育てへの不安の軽減を図る。 ・母子健康手帳交付、支援プラン作成、個別訪問等（大井・保健師対応） 【事業名】フレママのつどい 子ども家庭センターとの連携事業（助産師・保健師各1名） 【場所】上野台子育て支援センター 【実施回数】年6回 【事業名】フレママと0歳つどい（妊婦参加交流） 【場所】大井子育て支援センター 【実施回数】年12回 各機関との連絡会議を実施する。 ・子ども子育て連携会議 ・こんにちは赤ちゃん訪問及び産後うつ事業ケース検討会議 ・ケア会議 【連携】 ・ファミリー・サポート・センター基礎講座…年2回 ・赤ちゃん学級（産後サポート事業）職員派遣…年12回 【事業名】訪問型子育て支援 【内容】子育て家庭の孤立を防ぐために家庭に外向き、個別に支援する。
						保健センター（R7からはこども家庭センター）	・母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に切れ目のない相談支援を行った。 ・育児専門相談にて、臨床心理士が子どもの発達や関わり方の助言指導を保護者に行った。 【実績】12回、合計21人	・母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、一体的に切れ目のない相談支援を行う。 ・育児専門相談 【実施回数】12回／年 【内容】子どもの発達や関わり方などの相談。
			88	子育て支援拠点のネットワーク化の充実	子育てに関する関係機関が連携し、情報の共有を図り、子育て家庭に子育て情報を効率的に提供する。 ・出前子育てサロン ・子育て支援拠点連絡会議 ・子育てサロン事業	子育て支援課	・地域の施設を使用し、近隣親子の子育て相談やあそび等を提供した。保健センター、児童センターとの連携事業 【事業名】出前子育てサロン 【場所】ふじみ野会館、福岡放課後児童クラブ、赤土原会館 【実施回数】年3回 【参加人数】大人22名 子ども27名 【内容】手あそび、ふれあいあそび、パネルシアター、大型絵本、体操、身体計測、保健師、栄養士による講話、相談等 ・子育てサロン（東原、第2鶴ヶ丘、駒西）において保健師と保育士が利用者との対話を行った。 【事業名】子育てサロン協力事業 【場所】第2鶴ヶ丘放課後児童クラブ、東原放課後児童クラブ、駒西放課後児童クラブ 【実施回数】年6回 【参加人数】大人35名 子ども34名 【内容】絵本、ふれあいあそび、ペープサート、保健師による講話、子育てに関する相談、交流 ・子育て支援拠点連絡会議 ふじみ野市内13拠点施設の連携会議 【場所】ふじみ野市役所 【実施回数】年5回	・地域の施設を利用し、近隣親子の子育て相談やあそび等を提供する。こども家庭センター、児童センターとの連携事業。 【事業名】出前子育てサロン 【場所】緑ヶ丘会館、さぎの森放課後児童クラブ、苗間会館 【実施予定回数】3回 【内容】手あそび、ふれあいあそび、大型絵本、体操、身体計測、保健師・栄養士による講話など ・子育て支援拠点連絡会議 ふじみ野市内13拠点施設の連絡会議 【場所】ふじみ野市役所 会議室 【実施回数】5回 ・子育てサロン（東原、第2鶴ヶ丘、駒西）において保健師と保育士が利用者との対話を行う。 【事業名】子育てサロン協力事業 【実施予定回数】年6回 【内容】絵本、ふれあいあそび、ペープサート、保健師による講話、子育てに関する相談、交流
							《子育て支援センター》 【事業名】電話相談・面接相談 【内容】子育てに関する相談に対応した。 【相談件数】電話相談15件 面接相談1048件 訪問型子育て支援相談2件 【事業名】個別支援 【内容】個別のニーズを把握し、きめ細やかな支援を行った。 【相談数】41件 大人21名 子ども22名 【実施事業】 ・年齢別つどい…年132回 大人760名 子ども787名 ・ねえねえの会（多胎育児での会）…年6回 大人30名 子ども36名 ・たんぽぽの会（複数育てでの会）…年1回 大人7名 子ども11名 ・お話し…年25回 大人170名 子ども178名 ・子育てサポーターおはなし会…年11回 大人102名 子ども100名 ・働くママ/パパのつどい…年4回 大人44名 子ども44名 ・子育てサークル支援…年2回 大人10名 子ども12名 ・親子のわ☆まんまる…年8回 大人67名 子ども69名 ・親子のわ☆まんまる+…年3回 大人21名 子ども22名 ・まつり実行委員会（上野台）…年12回 大人110名 子ども121名 ・ワクワク手作りおもちゃ実行委員会（大井）…年12回 大人73名 子ども74名 ・自由利用…予約事業以外の開室時間に開催 ・地域の子育て関連情報の提供を行った（随時） 【事業名】講座 1子育て講座 年14回実施。大人85名 子ども82名 2食の講座 年6回実施。 大人51名 子ど49名 3絵本講座 年4回実施。 大人25名 子ども27名 4子どもの事故予防講座 年3回実施。大人21名 子ども17名	《子育て支援センター》 【事業名】電話相談・面接相談 【内容】子育てに関する相談に対応し、悩みを軽減する 【事業名】個別支援 【内容】個別のニーズを把握し、きめ細やかな支援を行う。また、ケースにより関係機関へ繋ぐ。（随時） 年齢別や関連子育て世帯単位で事業を実施する。 【実施事業】 ・年齢別つどい…年132回 ・ねえねえの会（多胎育児での会）…年6回 ・たんぽぽの会（複数育てでの会）…年3回 ・お話し…年25回 ・子育てサポーターおはなし会…年11回 ・働くママ/パパのつどい…年4回 ・親子のわ☆まんまる…年8回 ・親子のわ☆まんまる+…年3回 ・まつり実行委員会（上野台）…年12回 ・ワクワク手作りおもちゃ実行委員会（大井）…年12回 ・自由利用…予約事業以外の開室時間に開催 【事業名】講座 1子育て講座…各年齢ごとの子どもの成長発達など見通しを持った子育てができるように学習する。年14回実施。 2食の講座…市の管理栄養士による子どもの食生活についての学習をする。年6回実施。 3絵本講座…上福岡図書館、大井図書館職員による絵本についての学習をする。年5回実施。 4子どもの事故予防講座…乳幼児の成長発達をふまえて安全対策に関する知識などを学ぶ場とする。年3回実施。 ・地域の子育て関連情報の提供（随時） 子育て支援施設等地域の子育て支援資源情報の提供をする。
			89 新規	子育て支援拠点の充実	子育て親子の遊び場所・交流の場として、子育てに関する相談や援助、講座を実施し、子育て家庭が抱える悩みの解決につなげる。	子育て支援課	《児童センター》 【事業名】育児講座カラフル 【場所】東児童センター 【実施回数】毎月1回 全14回（1日2回の実施あり） 【参加人数】107組220人 少人数での参加により、参加者同士の情報交換がしやすい環境となった。身近な話題を提供することで、現状抱えている悩みに繋がりがやすかった。 【事業名】育児講座ポケット 【場所】西児童センター 【実施回数】毎月1回 全17回（1日2回の実施あり） 【参加人数】102組198人 【内容】様々な講座を提供することができ、保護者同士で子育ての悩みや市内の子育て情報の共有ができた。	《児童センター》 【事業名】育児講座カラフル 【場所】東児童センター 【実施回数】毎月1回、全13回（1日2回の実施あり） 【内容】予約事業だけではなく、予約なしの講座も実施することで、気軽に事業へ参加できる環境を作る。 【事業名】育児講座ポケット 【場所】西児童センター 【実施回数】毎月1回、全14回（1日2回の実施あり） 【内容】保育付きの講座を実施することで、保護者がゆっくり交流できる環境を作る。

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
			90 新規	子育て支援のための講座の開催	子育て中の親が子育ての悩みを軽減でき、情報交換や仲間づくりができるようにきっかけとなる事業を実施する。	社会教育課 （上福岡西公民館）	【青少年教育事業】 事業名：はとぼっぽ教室（春の教室） 募集人数：6組 開催日：6月20日（木）、27日（木）、7月4日（木） 会場：ステラ・イースト 延べ参加人数：16組／36人 事業名：はとぼっぽ教室（特別編） 募集人数：8組 開催日：2月7日（金） 会場：上福岡西公民館 延べ参加人数：8組／17人 開始以来43年になるはとぼっぽ教室は、3歳児期の子どもと保護者を対象とし、遊びを通して、親子のふれあい方を身につけ、いきいきと育児・生活をしようという目的のもと実施した。	【青少年教育事業】 事業名：はとぼっぽ教室（春の教室） 募集人数：6組 開催日：6月19日（木）、26日（木）、7月3日（木） 会場：上福岡西公民館 事業名：はとぼっぽ教室（特別編） 募集人数：6組 開催日：2月5日（金） 会場：ステラ・イースト
		参考指標	91	児童生徒に対する相談支援	教育相談室で、児童生徒、保護者からの悩みごとの相談や解消に向けて相談活動を行う。各中学校のさわやか相談員及びスクールカウンセラーによる学区の小学校への訪問、相談活動を通して児童生徒の具体的な悩みや相談に対応し、学校と連携を図る。 【参考指標】教育相談室等（さわやか相談員、スクールカウンセラー含む）における相談延べ人数【目標値】適切な運営	学校教育課	・中学校にさわやか相談員を各校1名配置し、スクールカウンセラーや市教育相談室との連携を図った。 ・教育心理相談員4名、適応指導員1人を配置するとともに、業務を指導する指導主事による教育相談室における業務体制の充実を図った。 【相談受付件数】 教育相談室453件 さわやか相談員4,380件 ・電話、来室、学校訪問の相談体制を組み、相談活動の充実を図ったとともに、急増しているWISC検査の実施依頼に対応するため、検査業務の効率化を図りながら、検査実施数を増やした。また、発達センターとの連携し、新入児保護者への説明会を行った。 【WISC検査実施件数】 教育相談室20件 文教学院大学18件 ・学び育ちサポーター等の会計年度任用職員の資質向上、課題解決能力の向上のための研修会を実施した。 令和6年8月26日開催（80名参加）	【さわやか相談員の配置（6人）】 各中学校にさわやか相談員を1名配置。スクールカウンセラーや市教育相談室との連携を図る。 【教育心理相談員（5人）、適応指導員（1人）による相談事業の充実】 教育心理相談員の業務を指導する特別教育相談員による教育相談事業の充実を図る。 【教育相談活動の充実】 ・電話、来室、学校訪問の相談体制を組み、相談活動の充実を図る。 ・急増しているWISC検査の実施依頼に対応するため、検査業務の効率化を図りながら、検査実施数を増やす。また、発達センターとの連携を深める。 【教育相談研修会】 相談員の資質向上、課題解決能力の向上のための研修会を実施する。
			39 再掲	保育環境の充実	保育を必要とする子育て家庭が安心して子育てができ、育てる喜びも感じられるように、多様化する保育需要に対応した保育環境の充実を図る。	保育課	保育を必要とする児童の保育を市立・民間の保育施設で行った。 【定員】5市立保育所530人、16私立保育園等1,633人 2認定こども園210人、5地域型保育事業77人 計2,450人 【一時保育事業】上野台保育所、霞ヶ丘保育所など 【病児・病後児保育事業】亀久保ひまわり保育園（ふじみ野市）、ふじみのかひら保育園（ふじみ野市）、えと病児保育室（ふじみ野市）、針ヶ谷保育園（富士見市）、病児保育室すこやか（富士見市）計5箇所で実施	1. 保育を必要とする児童の保育を公立及び民間の保育施設で行う。 保育所（園）21施設（うち公立5施設） 認定こども園2施設 地域型保育事業所5施設 2. 一時保育事業、病児・病後児保育事業を行う。
			40 再掲	放課後児童クラブの充実	指定管理者による放課後児童クラブの管理・運営を行い、保護者が安心して働けるように、児童の放課後保育の充実を図る。	子育て支援課	待機児童0人での管理運営を継続した。第4東原放課後児童クラブを設置し、令和7年4月1日からの供用を可能とした。	待機児童が発生しないよう管理・運営を継続するとともに、指定管理者と協力し、放課後保育の充実を図る。
			92	児童の虐待防止ネットワークの強化	要保護児童対策地域協議会による情報交換や具体策の展開により、児童虐待の防止と早期発見、対応について取り組む。	こども家庭センター	要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関への見守り強化の周知をした。また、市ホームページ及び市報にて児童虐待防止の普及啓発を行い、また、保育園、学校、医療機関等に児童虐待防止啓発ポスター及びチラシを配布した。商業施設のブースを借りた児童虐待に係る展示を他部署の展示会と同時開催し、集客アップを図った。 さらに、児童虐待防止推進月間に合わせ、図書館において関連図書の展示を行い、児童虐待防止の普及啓発に努めた。	要保護児童対策地域協議会での進捗管理とともに関係機関と更なる連携強化を図り、支援を要する児童等の状況の把握、児童の安全確認及び状況変化の把握に努める。
			93	外国籍児童生徒の教育支援	日本語適応指導員を配置し、日本語の指導を通して学習支援・就学への支援を実施する。	学校教育課	・市内小・中学校の要望に基づき、英語、中国語、ネパール語、ビサヤ語、タガログ語、ワルドゥー語といった言語に対応した指導員を早期に配置し、外国人児童生徒へきめ細かい日本語指導を行うことにより、円滑な学校生活が送れるよう支援した。 配置指導員5名、支援実施児童数24名	日本語適応指導員の配置 市内小・中学校の要望に基づいて早い時期から指導員を配置するよう努めるとともに、外国人児童生徒等の日本語指導の状況を随時確認しながら、よりきめ細かい指導を目指す。
			94	子育て家庭に対するきめ細かな支援	相談事業を通じて子育て家庭のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。	子育て支援課	【事業名】電話相談・面接・各事業内においての相談 【内容】子育てに関する相談に対応した。 【相談件数】電話相談12件 面接相談1081件 【事業名】個別支援 【内容】個別のニーズを把握しきめ細やかな支援を行った。 【回数】34回 大人22名 子ども23名 【事業名】訪問型子育て支援 【訪問回数】年4回 【相談件数】2件	相談事業を通じて子育て家庭やひとり親家庭等のニーズを把握し、状況に応じた支援を行う。 【事業名】電話相談・面接相談 【内容】子育てに関する相談に対応し、悩みを軽減する 【事業名】個別支援 【内容】個別のニーズを把握し、きめ細やかな支援を行う。また、ケースにより関係機関へ連携する。 【事業名】訪問型子育て支援 【内容】育児不安等があるか、施設に向くことが困難な家庭に対し、職員が家庭に向き傾聴と協働を行う。また、ケースにより関係機関へ連携する。
	2 子育て家庭への経済的支援		95	子育て家庭への医療費負担の軽減の充実	入院・通院とともに18歳年度末までの子どもを対象にし、医療保険による自己負担分を全額公費で負担する。	子育て支援課	18歳年度末までのこどもの医療費の負担軽減を図り、こどもの健やかな育成と時代を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境づくりに努めた。 （実績） ・現物給付 269,618件 515,861,462円 ・償還払い 3,486件 22,391,008円	継続的にこどもの医療費の負担軽減を図り、こどもの健やかな育成と時代を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境づくりに努める。

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
2 困難を抱える家庭への支援の充実	1 経済的困難を抱える家庭への支援の充実		96	子どもの貧困対策の推進	校内研修や教育委員会等の研修を通して、人権教育及び男女共同参画の視点に立った指導の充実を図る。	地域福祉課	フードパントリーを含めた多世代交流イベントを年に2回実施した。 「子どもの未来応援プラン」は「子ども子育て支援事業計画」と統合するため、計画素案を検討し、2回の審議会を経て計画書の承認を得た。	引き続き、子どもの学習・生活支援事業の実施とコミュニティソーシャルワーカーを中心に子どもの貧困対策としてフードパントリーや多世代交流事業を実施する。 「こども計画」として、「子どもの未来応援プラン」の第3期をスタートさせ、各課の進捗管理を行う。
		管理指標	97	生活困窮者自立支援制度の活用	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定、自立を目指して包括的・総合的に支援を行う。 【管理指標】生活困窮者個別支援プラン作成割合【目標値】60% 【管理指標】生活困窮者相談窓口での就労支援件数【目標値】150件	地域福祉課	生活困窮者の相談に福祉や就労の専門職等が応じ、個々の状況にあわせた支援計画を作成し、寄り添い型による包括的・総合的な支援を行った。 また、重層的支援体制整備事業において、複合的な課題を抱える対象者については、コミュニティソーシャルワーカーと生活困窮支援員が連携し、関係機関との調整や必要な支援へつなぎ、迅速な相談援助を実施した。 【新規相談件数414件】 【支援プラン作成件数54件】 【就職者数25人】	生活困窮者の相談に福祉や就労の専門職等が応じ、個々の状況にあわせた支援計画を作成し、寄り添い型による包括的・総合的な支援を行う。 また、重層的支援体制整備事業におけるコミュニティソーシャルワーカーとの連携を強化し、迅速な相談援助の体制を構築する。 特にコミュニティソーシャルワーカーにおいては、生活困窮者を含む課題を抱えた市民、地域に必要な資源開拓、地域で活動する団体等の支援を行い、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに取り組む。
			98	就学に関する経済的支援の充実	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課	【対象】市内に居住し公立の小中学校に通う児童生徒の就学が経済的理由などにより困難な世帯 【申請】毎年度申請 【内容】学用品費、新入学学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、医療費、クラブ活動費等 【振込】各学期終了後、保護者の預貯金口座へ振込（学校給食費及び医療費以外） 【実績】1,059人	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、医療費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。
			99	高等学校又は大学等への進学に係る経済的支援	進学に必要な資金を日本政策金融公庫又は日本学生支援機構から借り入れた者に対し、その借入れに係る利子に対して補助を行う。	教育総務課	該当者 46名	日本政策金融公庫及び日本学生支援機構から借り入れをして高校・大学等に入学した方の経済的な負担を軽減するため、一定の条件を満たした場合に返済利子の一部または全部を利子補給金として交付する。
	2 安心・安全な生活環境の確立		100	生活困窮者相談窓口の充実	様々な問題を抱える人に対する寄り添い型の専門的な相談対応の充実と各種機関等との連携による包括的な支援を行う。	地域福祉課	ふくし総合相談センター「よりそい・にじいろ」に配置した生活困窮者支援員及びコミュニティソーシャルワーカー等による「断らない相談窓口」と寄り添い型の迅速な相談支援を実施した。 また、市民の身近な相談窓口の拡充として、市社会福祉協議会と共に取り組む、「つながる相談窓口」を推進し、令和元年度開始当初に14事業所の登録があったものが、令和6年度末には30事業所に拡充した。 また必要に応じて、臨床心理士による専門的視点でのアセスメントや面談を実施した。 ◎臨床心理士による面談 247回 ◎福祉総合支援員による面談 204回 ◎つながる相談窓口の登録 15法人 3団体 30か所	ふくし総合相談センター「よりそい・にじいろ」を核とした相談体制を維持し、個別プランに基づいた支援の充実を図る。 また、重層的支援体制整備事業のコミュニティソーシャルワーカーと「ふくし総合相談センターよりそい・にじいろ」の支援員との連携により、つながる相談窓口を始め、介護・障がい・児童などの各相談支援機関の機能強化を図る。
3 ひとり親家庭等の福祉の充実	1 ひとり親家庭等の生活の安定への支援		101	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	ひとり親家庭等を総合的に支援するため、相談体制を充実する。	こども家庭センター	ひとり親家庭等の各種手続き・問合せ時での相談のほか、児童ケースワーカーの支援や地域福祉課福祉総合相談支援チーム等と綿密な連携による相談体制において、総合的な支援を行った。	庁内での横断的な相談体制を維持し、ひとり親家庭等に対する総合的かつ専門的な支援を行う。
			102	ひとり親家庭等への医療費負担軽減の充実	ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で実施する。	子育て支援課	ひとり親家庭等の父母又は養育者及び18歳に達した日の属する年度の末日までの児童、もしくは20歳未満でふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則に定める程度の障がい状態にある児童を対象に医療費の一部を扶助することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進に努めた。 （実績） ・現物給付 19,330件 46,960,521円 ・償還払い 802件 3,107,275円	継続的にひとり親家庭等の医療費の負担軽減を図り、こどもの健やかな育成と時代を担うこどもたちを安心して産み育てることができる環境づくりに努める。
			103	ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的自立を支援するための給付金や児童の高校入学時準備金等の資金支援を実施する。	子育て支援課	ひとり親家庭等の経済的自立を支援するため、高校入学準備金を支給した。 また、ひとり親に対する資格取得支援策を実施するため、児童扶養手当現況届・ひとり親家庭等医療費現況届提出の際、「ひとり親家庭等資金支援事業のご案内」のリーフレットを全員に配布し、市報・ホームページ掲載などによる制度周知に努めた。 （実績） ・ひとり親家庭等児童高校等入学準備金 15件 450,000円 ・自立支援教育訓練給付金 1件 29,700円 ・高等職業訓練促進給付金 130件 13,126,500円	ひとり親家庭等の経済的支援として、高校等入学準備金を支給するとともに、ひとり親家庭に対する資格取得支援策を実施するため、児童扶養手当及びひとり親家庭等医療費現況届提出時等を活用し、「ひとり親家庭等資金支援事業のご案内」に関するリーフレット配布や市報・ホームページ掲載により、積極的な制度周知に努める。
	2 ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実		104	ひとり親家庭等の緊急一時保護体制の充実	緊急に避難する親子等に対し、一時保護ができる母子生活支援施設等へ入所できるように関係機関と連携を図る。	こども家庭センター	外国籍の母子（母は妊婦）が令和6年5月、母子生活支援施設に入所。産後は地域での自立生活を目指し、支援を実施した。	令和6年5月に母子生活支援施設に入所した母子世帯について、地域での支援体制を整え、令和7年度中の退所を目指す。

主要課題	施策の方向	指標	施策番号	施策名	内容	担当課名	令和6年度（2024年）事業実績	令和7年度（2025年）事業計画
4 高齢者・障がい児（者）の福祉の充実	1 地域での暮らしを支える生活支援の充実		105	地域包括ケアシステムの深化・推進	住み慣れた地域、在宅での生活を支援するため、在宅医療と介護の連携の推進、地域のニーズにあった支援サービス、社会資源やマンパワー、地域で解決できる仕組みづくりや取組を充実し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図る。	高齢福祉課	第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業策定に係る調査で把握した課題に対し、それぞれ取組を推進するとともに、取組等について、介護保険等運営審議会等において進捗管理を図った。	第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定において把握した課題を解決するための取組を推進する。
			106	高齢者・介護に関するニーズの把握	高齢者がいきいきと暮らせるよう生活や介護に関するニーズの把握に努める。	高齢福祉課	単身高齢者5,129人に成年後見制度や終活支援に関するアンケート調査を送付し、単身高齢者のニーズ把握等につなげた。	第10期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に係るアンケート調査等を実施する。
			107	介護サービス相談員の活動の支援	地域福祉の推進のため、介護サービス相談員を介護サービス事業所に派遣し、利用者の声を傾聴するとともに、利用者の疑問及び不安等の解消に努め、介護サービスの質の向上を図る。また、介護サービス相談員の担い手を確保するため、養成研修の実施及び制度を周知する。	高齢福祉課	新任の介護サービス相談員4人に対し、市の高齢者及び高齢者施策等の現状についての研修の機会を提供し、担い手を育成するとともに、4か所の介護サービス相談員受入事業所の拡充を図った。	新任の介護サービス相談員の育成を図るとともに、相談員と相談員受入事業所との交流促進及び事業の相互理解を促進する。
			108	在宅高齢者サービスの提供	高齢者及びその介護をする同居家族の精神的、経済的負担を軽減するため、各種サービスを提供し、必要なサービスが必要な人に届くようケアマネジャー等と連携して周知を図る。	高齢福祉課	主任ケアマネ連絡会や介護保険事業所連絡会等において、各種サービスを周知し、支援が必要な人に支援が届くよう取り組んだ。	ケアマネジャーや介護保険事業者に各種サービスを周知し、必要な人に支援が届くよう取り組む。
			109	障害福祉サービス等の提供	障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスを提供するとともに、その家族に対する支援を行う。	障がい福祉課	新規福祉サービス申請数136件（障害者73人・児童63人） 障害福祉サービス受給者実人数 689人／年 児童福祉サービス受給者実人数 704人／年	児童福祉サービスの利用者数増加を受け、中期的な支援に関して、児童・保健・学校部門等との連携強化を図るとともに、障害福祉サービスを必要とする方へ支援する。
			110	地域生活支援事業の充実	障がいのある人が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な支援を行う。	障がい福祉課	意思疎通支援事業のべ利用件数 165件（手話通訳160件、要約筆記5件） 移動支援事業のべ利用件数 2,229件 日中一時事業のべ利用件数 430件	障がい児や障がい者のニーズに即した地域生活支援事業（意思疎通支援事業・移動支援事業・日中一時支援事業）を実施する。
	2 高齢者・障がい児（者）の社会参加・権利擁護の推進		111	権利擁護の推進	高齢者や障がいのある人などが安心した生活が送れるよう、権利擁護に関する啓発を行うとともに、関係機関等との連携や地域での見守り体制を強化する。	市民総合相談室	（1）庁内での情報共有（書面会議）2回（5月、11月） （2）見守り活動協力団体等への情報提供 民生委員・児童委員協議会、高齢者あんしん相談センター、ふじみ野市社会福祉協議会、公民館・図書館、その他の公共施設にチラシ等の配布をお願いした。	引き続き、消費者安全確保庁内推進会議により関係課や各団体等との情報共有や連携を図る。 また、相談に繋がりをやすくするため消費生活センターの周知を継続的に実施する。
						障がい福祉課	障がい者総合相談支援センターが中心となり複合的な課題を抱えている人の相談に応じた。 障害者差別解消法の周知啓発等のユニバーサルマナー検定3級の実施 1回 受講者数 47人 障がい者虐待及び障がい者差別解消に係る相談を受けた。	障がいのある人が差別や虐待から守られるよう理解啓発事業を実施するほか、障がい福祉課内において障がい者虐待及び障がい者差別解消に係る相談を受ける。
						高齢福祉課	二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議研修会及び認知症啓発イベントを開催し、権利擁護についての啓発や支援に係るネットワークの強化を図った。	二市一町高齢者虐待防止ネットワーク会議研修会や認知症啓発イベント等を通じ、権利擁護について啓発を図るとともに、地域の見守り体制の強化を図る。
			112	成年後見の利用促進	成年後見センターにおいて、高齢者及び障がい者、その家族に対して成年後見制度の利用や手続、権利擁護などに関する相談支援を実施するとともに、制度の周知啓発を図るなど、総合的に取組を推進する。また、市民後見人の選任に向けた養成研修や講座を実施する。	障がい福祉課	後見人市長年間申立て数 2件（うち、審判確定 1件）	高齢福祉課・成年後見センターと連携し、成年後見制度の利用促進を図る。
						高齢福祉課	専門職による相談・支援を実施するとともに、成年後見制度に関する講演会、出前講座等の開催を通じ、制度の周知啓発を図った。また、市民後見人養成講座（基礎編）等を実施し、担い手の育成を推進し、市民後見人の選任につなげた。	専門職による相談・支援を実施するとともに、成年後見制度に関する講演会、出前講座等の開催を通じ、制度の周知啓発を図る。また、市民後見人養成講座（実践編）の実施等、市民後見人の育成を推進する。
			113	障がい者の就労支援	障がい者総合相談支援センター「りあん」において、就労意欲のある障がいのある人に対して、関係機関と連携し、就労に向け支援するとともに就労後の定着支援を行う。	障がい福祉課	受付相談延べ人数は1379件、障がい者就労支援センター登録者数は286人、勤続年数3年以上の就労者数は133人となった。	障がい者就労に関する相談や支援を通じ、継続した就労に向けた支援を実施する。必要に応じて「りあん」の相談支援センターの「相談」と一体的な支援を行うほか、関係機関と連携を図る。
			114	障がいのある人の生活相談の充実	障がいのある人が地域で安心して生活し、適切なサービスを利用できるよう専門職を配置し相談に応じる。	障がい福祉課	市内3法人に委託し、生活全般に関する相談を年間延べ648件受け、専門的な相談支援を実施した。	市内3法人に委託し、福祉に関する全般的な相談について、専門的な支援を実施するほか、関係機関と連携を図ることで、地域での安定して生活を支援していく。
			115	特別支援学級等に在籍する児童生徒への就学費用の援助	特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、修学旅行費及び学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。	学校教育課	【対象】市内の小中学校の特別支援学級及び通級指導教室に通う児童生徒の保護者 【申請】毎年度調書提出 【内容】学用品費、新入学学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費 【振込】各学期終了後、保護者の預貯金口座へ振込（学校給食費以外） 【実績】80人	特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、学用品費、就学旅行費、学校給食費等の教育に要する経費の一部を援助する。 また、通級に在籍する児童の保護者に対し、家庭の経済状況に応じて、通学交通費の一部を援助する。
5 地域福祉の充実	1 包括的支援体制の充実		116	多機関の協働による包括的支援体制の構築	複合的な課題を抱え、社会的に孤立しやすい生活困窮者の支援を中心に、多様な相談機関が連携・協働して支援するため、コミュニティソーシャルワーカーによる包括的支援体制の構築を図る。	地域福祉課	令和4年度から重層的支援体制整備事業を開始して以来、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、複合的な課題を抱えた相談者の課題を整理し、必要な支援へのコ支援調整及びアウトリーチを重視した伴走型の支援を実施。 また、コミュニティソーシャルワーカーによる企業への積極的な働きかけと市職員による研修会や各種事業への参加にて交流のあった企業、団体等からの申し出により、フードドライブや多世代交流イベントなどの連携につながった。	ふくし総合相談センター「よりそい・にじいろ」をはじめとする「断らない相談窓口」の市民への周知啓発に取り組む。 また、市民の身近な相談窓口の拡充として、市社会福祉協議会と共に取り組む「つながる相談窓口」での相談強化をはかり、孤独孤立をふまえた誰一人取り残さない支援体制構築を図る。
	2 地域福祉組織の充実		117	民生委員・児童委員の活動の充実	地域における課題についての共通認識や情報の共有ができるよう必要な情報の提供や研修の実施、民生委員・児童委員の活動への支援を行う。	地域福祉課	民生委員児童委員協議会定例会を毎月開催し、その中で活動に必要な情報について共有や民生委員・児童委員に必要な知識を習得するため、研修会を実施した。また、令和6年度より民生委員協力員制度を導入し、現在5名の協力員を委嘱している。	引き続き、行政と民生委員・児童委員が連携できるよう地区定例会において、情報共有、研修等を実施します。また、民生委員・児童委員の活動の負担軽減を図る。
			118	関係機関との連携強化	社会福祉協議会や各種福祉活動団体、民生委員・児童委員など地域において活動を行う組織や団体の連携強化を推進する。	地域福祉課	地域福祉課が所管している福祉活動団体の総会及び定例会に参加することで、情報共有を図った。	引き続き、社会福祉協議会及び福祉活動団体との連携強化に務めます。また、福祉活動団体同士の横の連携の強化を推進する。

審議会等の女性の登用状況調査の結果等について

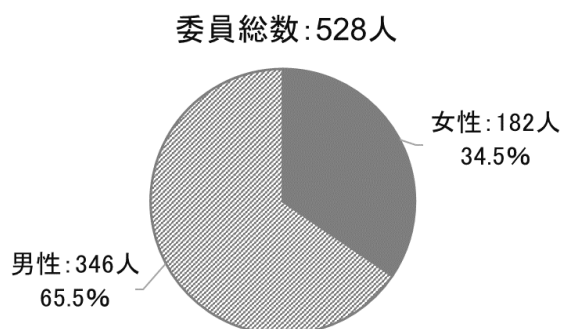
1 調査基準日

令和7年4月1日（対象審議会等数：44）

2 調査結果

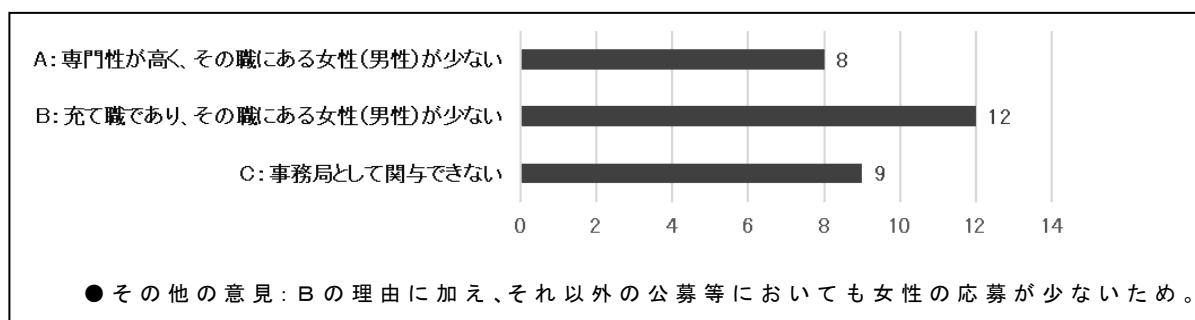
	目標値 (R12年度)	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
(1)市の審議会等委員に占める女性委員の割合	40%以上 60%以下	33.6%	33.1%	34.7%	34.5%
(2)女性委員が1人もいない審議会等の数	0	8	8	8	8
(3)男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合	25%	57%	54%	53%	52%

(1) 市の審議会等委員に占める女性委員の割合 目標：40%以上 60%以下



市の審議会等委員に占める女性委員の割合は、令和6年度に増加したものの、令和7年度では前年度より0.2%下がり目標値には達しなかった。14の審議会等で女性登用数に増減があったが、その理由は充て職における委員変更によるものだった。

次に、目標に達していない審議会等における理由は以下の通りであった。



(2) 女性委員が1人もいない審議会等の数 目標値：0

調査対象審議会の総数44のうち、女性委員が一人もいない審議会等は8であり、女性委員を含む審議会等の割合は81.8%であった。

昨年度まで女性委員が0人であった「行政評価外部評価委員会」は令和6年7月の改選で女性委員が1人加入した。また、昨年度は女性委員が1人いた「公務災害補償等認定委員会」は委員（充て職）の人事異動により、今年度は女性委員0人となり、結果として女性委員が1人もいない審議会等の数に変動がなかった。

女性委員が1人もいない審議会等の数は令和3年度から変動がなく、令和12年までにこの問題を解消するためには、積極的改善措置が必要である。

ふじみ野市において女性委員0人の審議会等は以下のとおり

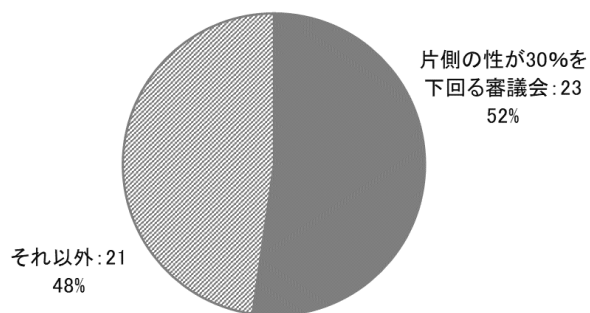
- | | |
|------------------|----------------|
| ・ 指定管理者選定委員会 | ・ 公務災害補償等認定委員会 |
| ・ 情報公開・個人情報保護審査会 | ・ 農業委員会 |
| ・ 選挙管理委員会 | ・ 監査委員 |
| ・ 行政不服審査会 | ・ 公平委員会 |

(3) 男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合 目標：25%

片側の性が30%を下回る審議会等の割合は、令和3年度から微減を続けているが、今年度も目標に達していない。これは、審議会全体の約半数において片側の性別が30%未満であるという非常にアンバランスな状況を示している。

片側の性が30%を下回る審議会等：23

- ・ 男性過多：22
- ・ 女性過多：1



3 分析結果

「(1)市の審議会等委員に占める女性委員の割合（実績：34.5%）」および「(2)女性委員が一人もない審議会等の数（実績：8、女性委員を含む審議会等の割合81.8%）」は、令和7年度も目標に達せず、また、国と県と比較しても低い結果であった。

「(3)男性、女性片側の性が30%を下回る審議会等の割合（実績：52%）」についても、目標には達しなかった。

出典：埼玉県 HP より（審議会等における女性の登用状況）

	女性の委員の割合	女性の委員を含む審議会等の割合
国 (令和5年9月30日現在)	42.1%	99.2%
埼玉県 (令和6年3月31日現在)	44.2%	98.8%

※埼玉県では令和6年3月31日現在、審議会等の委員総数1,479人のうち女性の委員は653人、総委員数のうち女性の割合は44.2%（前年度40.5%）で、前年比3.7ポイント増となり、目標値である42.0%に到達した。

●目標に達していない審議会等における理由について

「選択肢B：充て職であり、その職にある女性（男性）が少ない」という回答が最も多かった。令和6年度の男女共同参画推進会議及び審議会では「充て職」について意見が出ているが、充て職である必要性の検討や審議会の特殊性に考慮しつつ、可能な限り根拠規程の見直しを行うことなどが求められる。

●所管課の改善策について

「委員改選に合わせて文書や口頭で女性登用への理解を呼び掛けていく」という回答が最も多かった。審議会等における女性委員の登用は、原則として審議会新設時、委員改選時及び委員変更時に限られるため、「ふじみ野市における審議会等への女性委員登用促進方針」を活用し、組織として取組を実施していくことが重要である。

●意思決定過程における多角的視点の重要性

片側の性が少ないと、少数側の発言がその性全体を代表した意見のように受け止められてしまい、発言を控えてしまいがちになると言われている。女性の地位向上を目指す国際的指針である「ナイロビ将来戦略勧告（１９９０年の国連会議）」で目標値３０％（２０２０年までに）が示されて以降、国際的にジェンダー平等が推進されてきた。しかしながら、日本では目標達成期限を実質２０３０年までに先送りすることが決定した。このことから、男女いずれか一方の性に偏ることなく審議会等が運営される重要性を発信し続けるとともに、積極的改善措置を推進していくことが急務である。

４ 今後について

【庁内での取組】

- ・本市においては、令和７年３月に「ふじみ野市における審議会等への女性委員登用促進方針（参考資料１）」を策定しました。委員改選時及び委員変更時には必ずご確認の上、業務にあたるようお願いいたします。なお、令和７年度中には当該方針を具体的に運用するため、要綱を策定する予定です。
- ・埼玉県では県ＨＰに「審議会等における委員の公募状況の周知」を掲載する取組を実施しています。また年に１度、女性リーダー育成講座の受講者へ向け、審議会等委員の募集情報を発信する取組もあり、委員改選を予定している年度初めに利用できます。（参考資料２）

【庁外に向けた取組】

- ・審議会等に参加する市民を増やすために、協働推進課所管の「生きがい学習まちづくり出前講座」にメニューを追加しました。（参考資料３）

講座名：男女共同参画の視点で私ができること～審議会に参加しよう～
内 容：男女いずれか一方の性に偏ることなく、政策や方針決定が行われる大切さを一緒に考えましょう！

- ・「男女共同参画の視点で審議会に参加する重要性」を学ぶ講座の実施を検討しています。講座を実施できる事業等がありましたら、当室までお知らせください。（イメージ：市民大学、こども大学、公民館事業、指定管理者の事業など）

行政委員会・審議会等の女性の登用状況(令和7年4月1日時点)

<審議会等の女性登用状況等が目標数値に満たない理由>
A : 専門性が高く、その職にある女性(男性)が少ない
B : 充て職であり、その職にある女性(男性)が少ない
C : (他所で選任されていて)事務局として関与できない
その他: 自由入力

No.	審議会・委員会等名	所管課・係	別添	次期改選時期 (任期)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	備考	女性の割合 (%)	達成状況	審議会等の女性登用 状況等が目標数値に 満たない理由 【選択してください】	次の改選に向けて改善策を記入してください。
1	指定管理者選定委員会	経営戦略室	1	R8.7.10 (2年)	4	0		0.0%	×	B	大学等の機関に委員の推薦を依頼する際に、充て職委員の性別構成を考慮し、推薦依頼をする。
2	行政評価外部評価委員会	経営戦略室	1	R9.3.31 (3年以内)	10	1		10.0%	×	B	大学等の機関に委員の推薦を依頼する際に、充て職委員の性別構成を考慮し、推薦依頼をする。
3	ふじみ野市最上位計画審議会	経営戦略室	1		0	0	現在委員なし。				
4	情報公開・個人情報保護審査会	契約・法務課 文書・法務係	1	R8.2.19 (2年)	3	0		0.0%	×	A	現委員等から人材の紹介等していただく。
5	市長等政治倫理審査会	契約・法務課 文書・法務係	1	R8.10.19 (2年)	5	1		20.0%	×	A	現委員等から人材の紹介等していただく。
6	情報公開・個人情報保護運営審議会	契約・法務課 文書・法務係	1	R8.4.26 (2年)	6	1		16.7%	×	A	人権擁護委員から女性を推薦してもらう。
7	選挙管理委員会	契約・法務課 文書・法務係	2	R7.11.23 (4年)	4	0		0.0%	×	C	
8	行政不服審査会	契約・法務課 文書・法務係	1	R8.4.27 (2年)	3	0		0.0%	×	A	現委員等から人材の紹介等していただく。
9	市町村国民保護協議会	危機管理防災課	1	R9.3.31 (2年)	29	3		10.3%	×	B	改選時期に合わせて、引き続き女性の積極的な登用を呼びかけていく。
10	市町村防災会議	危機管理防災課	1	R8.3.31 (2年)	33	6		18.2%	×	B	改選時期に合わせて、引き続き女性の積極的な登用を呼びかけていく。
11	公務災害補償等認定委員会	人事課 給与厚生係	1	R10.3.31 (3年)	5	0		0.0%	×	B	委員の辞任等の際に選出依頼で割合を達成できるよう働きかけを行う。
12	男女共同参画推進審議会	市民総合相談室 市民相談・人権推進係	1	R9.12.31 (3年)	12	7		58.3%	○		
13	国民健康保険運営協議会	保険・年金課 保険税係	1	R7.12.31 (3年)	12	4		33.3%	×	C	国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する委員4人、保険医又は保険薬剤師を代表する委員4人、公益を代表する委員4人の計12人で構成されている。委員の委嘱については、被保険者代表及び公益代表は、まちづくり人材登録制度の登録者及び民生委員・児童委員協議会などの団体を中心に候補者を選定している。被保険者代表、及び公益代表については、女性登用率は50%となっている。保険医又は保険薬剤師代表は、おのおのの組織の会長等に委員の推薦を依頼しているため事務局では関与できない。 また、依頼文書には付記していないが、状況に応じて、口頭等で女性(男性)の登用について、保険・年金課長から医師会長や歯科医師会長、薬剤師会長へ説明をしていきたいと考えている。
14	文化振興審議会	文化・スポーツ振興課 文化振興係	1	R8.3.31 (2年)	12	7		58.3%	○		
15	環境審議会	環境課 環境係	1	R7.11.17 (2年)	15	7		46.7%	○		
16	一般廃棄物処理基本計画市民検討委員会	環境課 廃棄物対策係	1	R8.9.30 (2年)	9	5		55.6%	○		
17	廃棄物減量等推進審議会	環境課 廃棄物対策係	1	R8.9.30 (2年)	12	4		33.3%	×	C	委員の選出を依頼する際に、女性の登用についてご理解・ご協力をお願いする。
18	農業委員会	産業振興課 農政係	2	R10.4.1 (3年)	17	0	農業委員14人・農地利用最適化推進員3人	0.0%	×	B	各地域への推薦依頼時及び公募推薦対象者に女性委員の選出のお願いを引き続き行っていく。
19	民生委員推薦会	地域福祉課 地域福祉係	1	R8.11.13 (3年)	13	7		53.8%	○		
20	地域福祉計画審議会	地域福祉課 地域福祉係	1	R9.7.1 (3年)	14	7		50.0%	○		
21	地域自立支援協議会	障がい福祉課 庶務係	1	R7.11.10 (2年)	18	9		50.0%	○		
22	介護給付費等の支給に関する審査会	障がい福祉課 庶務係	1	R7.4.1 (2年)	5	3		60.0%	○		
23	介護保険等運営審議会	高齢福祉課 地域支援係	1	R9.5.25 (3年)	15	4		26.7%	×	Bの理由に加え、それ以外の公募等においても女性の応募が少ないため。	関係団体への推薦依頼時に女性登用率の割合を高めることについて配慮いただくよう依頼する。
24	介護認定審査会	高齢福祉課 地域支援係	1	R7.10.1 (3年)	35	9		25.7%	×	C	医師会等への推薦依頼時に女性登用率の割合を高めることについて配慮いただくよう依頼する。
25	子ども・子育て会議	子育て支援課	1	R9.2 (2年)	17	7		41.2%	○		
26	児童センター運営委員会	子育て支援課	1	R8.3 (2年)	8	5		62.5%	×	B	選出団体に働きかけを行うが、8名という定員では男女同数を継続しなければならない。このような目標数値の設定は厳しいと感じる。
27	保育所入所児童選考委員会	保育課 保育係	1	R8.12.31 (3年)	15	12		80.0%	×	A	民生委員と有識者から選任しており、元々女性が多いため、女性割合が多くなることについて改善の余地がありません。
28	元気・健康づくり推進市民会議	保健センター 地域健康支援係	1	(2年)	0	0	現在委員なし。R7年度中に改選予定。				

行政委員会・審議会等の女性の登用状況(令和7年4月1日時点)

<審議会等の女性登用状況等が目標数値に満たない理由>
A : 専門性が高く、その職にある女性(男性)が少ない
B : 充て職であり、その職にある女性(男性)が少ない
C : (他所で選任されていて)事務局として関与できない
その他: 自由入力

No.	審議会・委員会等名	所管課・係	別添	次期改選時期 (任期)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	備考	女性の割合 (%)	達成状況	審議会等の女性登用 状況等が目標数値に 満たない理由 【選択してください】	次の改選に向けて改善策を記入してください。
29	市町村都市計画審議会	都市計画課 計画・開発係	1	R6.7.1 (2年)	12	3		25.0%	×	C	今後、委員改選時には、引き続き各種団体へ可能な範囲で女性委員選出をお願いするとともに、市民総合相談室とのヒアリングでは、委員選出依頼の際には女性登用について割合を増やすよう打診があったため、依頼文の表現を改めていく。
30	建築紛争調停委員会	建築課 建築指導係	1	R8.3.31 (2年)	5	1		20.0%	×	A	特殊な問題を取り扱う委員会のため、具体的な改善策の立案にはいたっていないが、実務経験が長い女性有資格者をご紹介いただく等により、登用を増やしていきたいと考えている。
31	上下水道審議会	上下水道課 経営管理係	1	R7.7.20 (2年)	12	2		16.7%	×	B	審議会委員の推薦依頼文書に、男女共同参画推進への配慮をお願いする文言を入れる。
32	監査委員	監査委員事務局	2	R8.3.31 R9.4.30 (4年)	2	0		0.0%	×	C	引き続き、女性委員の登用について配慮していただくよう事務局として人事担当に要請をしていく。
33	公平委員会	監査委員事務局	2	R7.11.24 R9.11.24 R10.11.24 (4年)	3	0		0.0%	×	C	引き続き、女性委員の登用について配慮していただくよう事務局として人事担当に要請をしていく。
34	固定資産評価審査委員会	監査委員事務局	2	R8.11.24 (3年)	3	1		33.3%	×	C	引き続き、女性委員の登用について配慮していただくよう事務局として人事担当に要請をしていく。
35	教育委員会	教育委員会 教育総務課 総務係	2	R9.3.31 R9.5.21 R8.3.18 R8.11.24 R10.12.11	5	1	構成メンバーは教育長1人及び教育委員4人	20.0%	×	C	市長宛での選任の依頼文書に、性別に偏りが無いようご配慮のうえ選任いただきたい旨を引き続き記載する。
36	障害児就学支援委員会	学校教育課 指導係	1	R8.5.7 (2年)	48	23		47.9%	○		
37	学校給食センター運営審議会	学校給食課 学校給食係	1	R8.7 (2年)	11	6		54.5%	○		
38	社会教育委員会	社会教育課 社会教育係	1	R8.4.30 (2年)	15	6		40.0%	○		
39	放課後子ども教室運営委員会	社会教育課 社会教育係	1	R8.6.30 (2年)	11	3		27.3%	×	B	選出母体へ、可能な限り女性委員を選出していただくよう働きかける。
40	文化財保護審議会	社会教育課 文化財保護係	1	R8.3.31 (2年)	10	3		30.0%	×	A	専門性を重視しつつ、可能な限り女性委員の選出に努める。
41	図書館協議会	社会教育課 社会教育係	1	R8.9.30 (2年)	10	5		50.0%	○		
42	公民館運営審議会	上福岡西公民館 庶務係	1	R8.6.1 (2年)	14	9		64.3%	×	B	次期改選までの間に公民館が廃止となる。
43	資料館運営協議会	上福岡歴史民俗資料館 管理係	1	R8.6.30 (2年)	7	3		42.9%	○		
44	空家等対策協議会	建築課 住宅政策係	1	R7.7.25 (2年)	11	1		9.1%	×	A	団体からの推薦による委員は、団体の男女構成に拠るところが大きいため行政単体での改善は難しいと思われる。 今後の対応策としては、委員推薦依頼の際、団体に対し、男女共同参画の趣旨を伝え、女性登用率向上に努める。
45	スポーツ推進審議会	文化・スポーツ振興課 スポーツ振興係	1	R8.3.31 (2年)	12	3		25.0%	×	B	スポーツに取り組んでいる女性の積極的な登用を推進するよう配慮していきたい。また、充て職の部分において、女性を推薦いただけるよう働きかけを行う。
46	ふじみ野市自治組織集会施設審議会	協働推進課	1				現在委員なし。				
47	ふじみ野市生きがい学習推進計画審議会	協働推進課 生きがい推進担当	1	(2年)			現在委員なし。R7年度中に改選予定。				
48	ふじみ野市児童発育・発達支援センター運営審議会	子育て支援課 児童発育・発達支援センター	1	R7.6.24 (2年)	6	3		50.0%	○		
	合計				528	182		34.5%			

ふじみ野市における審議会等への 女性委員登用促進方針

ふじみ野市市民生活部市民総合相談室
令和 7 年 3 月策定

目次

男女共同参画における国の動き・本市のこれまでの取り組み	1～2
1 登用促進方針策定の目的	3
2 対象とする審議会等	4
3 目標	4
4 市の責務	5
5 具体的な方策	5～7
(1) 学識経験者（識見を有する者）の委員選考	
(2) 公募の在り方	
(3) 審議会の根拠規程により、市の裁量が限定されている審議会等	
(4) 関係機関・関係団体への委員選出依頼の場合	
(5) 会議開催の在り方	
6 実施期間	7

参考資料【団体あて審議会委員推薦依頼文例】

ふじみ野市における審議会等への女性委員登用促進方針

【男女共同参画における国の動き】

国は「第5次男女共同参画基本計画」において、国際社会において、2030年までにジェンダー平等の達成を目指していることを踏まえ、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めるとしています。そのために、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要があるとしています。

【本市のこれまでの取り組み】

本市においては、平成30年度に「ふじみ野市男女共同参画基本計画」で掲げた基本理念を踏襲し、新たに「女性活躍推進計画」を含めた「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」を策定し、審議会等委員への女性の割合を高めることを目標として、委員会や審議会の委員選定の場に働きかけを行うなど、政策・方針決定過程への女性の参画を推進してきたところです。

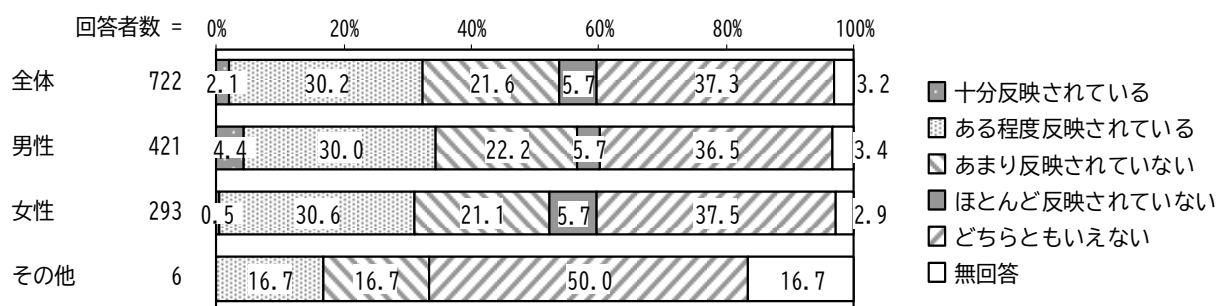
しかしながら、審議会等の登用率については、第2次男女共同参画基本計画が策定された平成30年度から現在まで、女性の登用率は横ばいの状況が続いており、女性委員がいない審議会等の数も減少していない状況となっています。

そのため、組織の政策や方針を決定する場において、男性も女性も活動しやすい場を作ることができるよう、働きかけを行うとともに、新たに審議会等への女性委員の登用を促進する仕組みを構築する必要があります。

令和5年度に実施した市民意識調査では、女性を積極的に活用することによる効果として、「女性の視点が取り入れることができる」の割合が7割以上となっており、女性を積極的に活用するためにも、庁内外においても、方針決定の場への女性の参画や働きやすい職場づくりを推進する必要があります、取組が進むよう、情報提供等を行う必要があります。

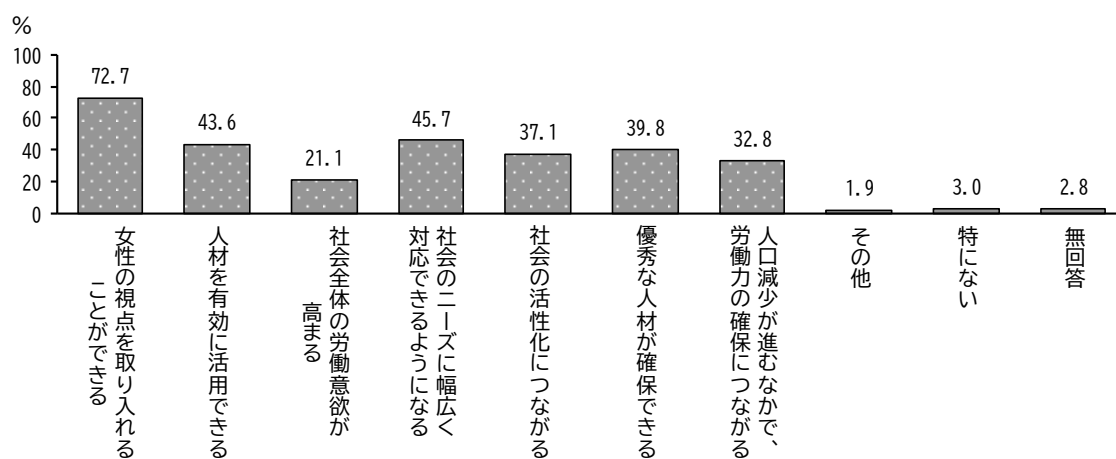
第2次男女共同参画基本計画における目標	R4年度	R5年度	R6年度	目標値（令和12年度）
市の審議会等委員に占める女性委員の割合	33.6%	33.1%	34.7%	40%以上 60%以下
女性委員が一人もいない審議会等の数	8	8	8	0

【地方自治体などにおける施策への女性の意見や考えの反映度】



資料:令和 5 年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

【女性を積極的に活用することによる効果】



資料:令和 5 年ふじみ野市男女共同参画に関する市民意識調査

1 登用促進方針策定の目的

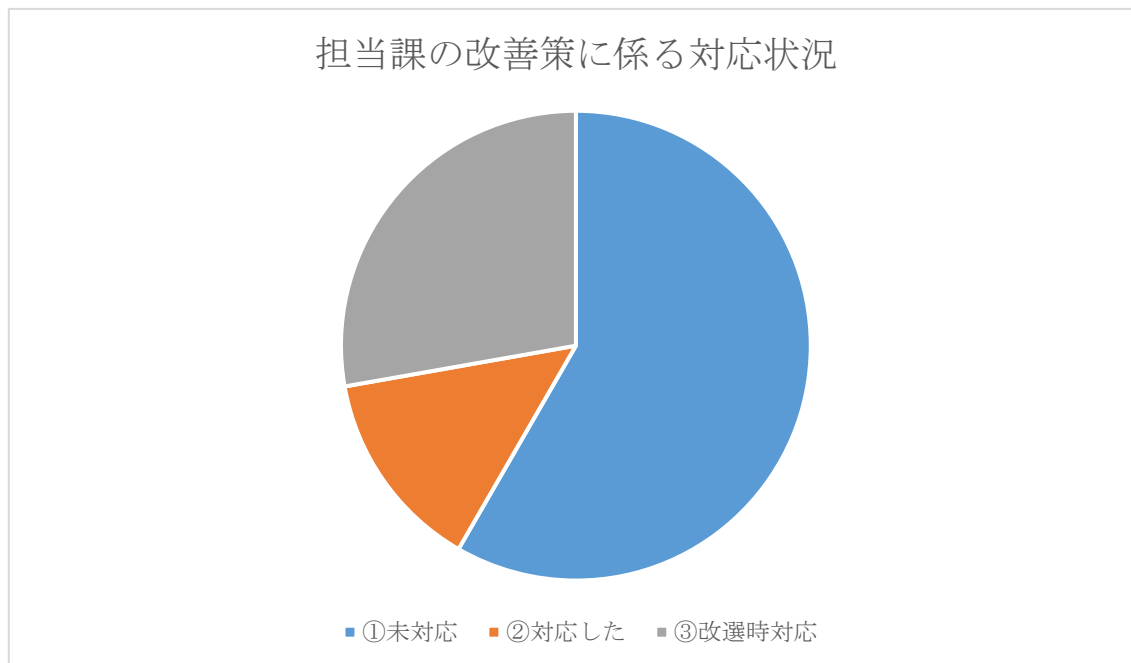
持続可能で多様性に富んだ活力ある地域社会を実現するためには、行政、企業、地域など、あらゆる分野の活動において、男女いずれか一方の性に偏ることなく方針決定の場に参画する機会を確保し、多角的な視点からの意見を反映することが重要です。

しかしながら、令和5年6月に実施した調査から、政策の立案及び決定に重要な役割を果たす審議会等への男女共同参画の必要性が市内において十分に理解されていないことが伺えました。そのため、男女があらゆる分野において利益を享受することで、共に責任を担うべき男女共同参画社会の基盤となることを、引き続き発信していくとともに、積極的改善措置（以下「ポジティブアクション」という。）を推進するため、「ふじみ野市における審議会等への女性委員登用促進方針」を定め、ジェンダーの視点で政策・方針の立案・決定への女性の参画の促進を目指すものです。

なお、本市においては性別を確認する必要のない場合は、申請書様式に性別記載欄を設けないこととした「ふじみ野市各種様式等における性別記載ガイドライン」を定め、性的マイノリティの方々の心理的負担の軽減を図ってきた経過があります。しかしながら、本ガイドラインにおいては男女共同参画推進の観点から、性別情報を収集する必要がある場合として、活動に参画する機会の男女間による格差を改善するために必要なとき又は男女の参画機会の現状把握に必要なときは、業務上性別情報が必要なものとして収集するとしています。

【R5.6月実施再調査対象：目標を達成していない36の行政委員会・審議会等】

- 1 これまで改善策に係る具体的なアクションをしていなかった→21(58.3%)
- 2 改善策に係る具体的な対応を実行した→5(13.8%)
- 3 改選時に対応する予定→10(27.7%)



【再調査で未対応について担当課が示した内容】

- 1-1 未対応のうち、「今回、具体的な対応方法を示している」→19(90.4%)
- 1-2 未対応のうち「今回、具体的な対応方法が示されていない」→2(9.5%)
- 3-1 改選時対応のうち、「今回、具体的な対応方法を示している」→7(70%)
- 3-2 改選時対応のうち、「今回、具体的な対応方法が示されていない」→3(30%)

2 対象とする審議会等

この女性登用促進方針において「審議会等」とは、次に掲げるものを対象とします。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項及び第202条の3の附属機関
- (2) 第180条の5に規定する委員会及び委員

3 目標

この女性委員登用促進方針の目標は「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」の成果目標に基づくものとします。

なお、審議会等における女性委員の登用は、原則として審議会新設時、委員改選時及び委員変更時に限られるため、段階的に女性委員の増員を図っていきます。

第2次男女共同参画基本計画における目標	目標値（令和12年度）
市の審議会等委員に占める女性委員の割合	40%以上 60%以下
女性委員が一人もない審議会等の数	0

【ふじみ野市における審議会等への女性委員登用促進方針の目標】

- 審議会等への女性委員の割合は、令和12年度までに原則として審議会ごとに40%超とします。
- 既に40%以上の審議会等においては、さらなる数値の向上に努めます。
- 女性委員が一人もない審議会等の解消を令和12年度までに図ります。

4 市の責務

ふじみ野市男女共同参画基本条例第4条第1項においては、条例の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（ポジティブアクションを含む。）を総合的に策定し、かつ計画的に実施するものとしています。

そのため、審議会等の所管課（室）の長は、委員の選任にあたり、当該女性委員登用促進方針を踏まえ、男女共同参画社会の実現を目指し、基本計画に掲げる目標値の達成に向けて、所管する審議会等への女性委員の積極的な登用に取り組むものとしします。

5 具体的な方策

本市におけるポジティブアクションの手法として性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる「クォーター制」を採用するものとしします。

審議会等の所管課（室）の長は、政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、女性の登用が進まない要因に応じて、次に掲げる具体的な方策を講じ、審議会等への女性委員の登用促進を図るものとしします。ただし、審議会等の性質上やむを得ない事由により、具体的な方策を講ずることが難しい場合又は早期に構ずることが難しい場合であっても、可能な限り女性委員の積極的な登用に努めるものとしします。

また、「依頼文例」を活用するなど、委員推薦依頼先に理解を求めていくものとしします。

(1) 学識経験者（識見を有する者）の委員選考

学識経験者を選考する際に、肩書や職種にこだわるのではなく、積極的に女

性の登用を図るものとし、次に掲げる事項を踏まえて選考にあたることが望ましい。

ア 大学に推薦依頼する場合には可能な限り、女性委員の登用の趣旨を依頼文書に記した上で、依頼を行うものとする。

イ 審議会等が複数名で構成する場合は、構成員のうち女性委員を登用するなど男性、女性、片側の性が偏らないことが望ましい。

例：弁護士3名で構成する審議会等

(2) 公募の在り方

ア 目標値の40%を超えていない審議会等は、公募に際して、「女性枠」を新たに設けるなどできる限り積極的な女性委員の登用に努めるものとする。

イ 公募時の作文等のテーマ設定を市民がエントリーしやすい身近な題材にするなど、女性を含めた幅広い層が気軽に応募・参加できる環境づくりに努める。

(3) 審議会の根拠規程により、市の裁量が限定されている審議会等

審議会の根拠規程（条例、規則、要綱）において、「団体の長」など幹部役員に限定せず、女性構成員が参画できるように可能な限り根拠規程の見直しに努めるものとする。

ア 法令等で規定されている場合を除き、市の裁量で現に女性が就いている専門職種等に振り替えるなどし、女性の登用に努める。

イ 規定の解釈ではセカンド組織でも可能な場合があり、慣例にとらわれず女性の登用に努める。

例：条例で「〇〇組織の会長」となっており、必ずしも上層部組織でなくてもよいと思われる場合があるため、セカンドの組織であれば女性委員登用が期待できる。

(4) 関係機関・関係団体への委員選出依頼の場合

ア 推薦依頼通知には、代表者に限定せずに当該団体に在籍する女性の中から選出してもらえるように団体に理解・要請を行うとともに、依頼文例を参考に女性登用について付記するものとする。

イ 審議会等の所管課の意向として男女交互に選任依頼をすることが望ましい団体もあるとのことであり、男女委員のバランスを努めることも必要であることから、選出依頼を行う団体に対しては、男性と併せて女性も選出してもらうことで、男女委員のバランス及び女性委員の参画を促進に努める。

(5) 会議開催の在り方

誰もが参加しやすいように、会議の開催時間帯やオンライン会議など会議の開催方法について工夫する。

6 実施期間

この女性委員登用促進方針は、令和7年4月1日から令和13年3月31日までを実施期間とします。

なお、女性委員登用促進方針と併せて令和7年度中に要綱を策定の上、運用を図るものとします。

【団体あて審議会委員推薦依頼文例】

令和〇年〇〇月〇〇日

(団体名称)

(代表者氏名)様

ふじみ野市長 高 畑 博
(〇〇〇〇部〇〇〇〇課)

(審議会等の名称)委員の推薦について(依頼)

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当市の行政運営につきましては、格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当市では〇〇について審議するため、〇〇審議会を開催することになりました。(当該審議会等の設置趣旨、当該団体からの委員推薦趣旨等)

当市では、男女があらゆる分野において利益を享受することで、共に責任を担うべき男女共同参画社会を目指した取組として、「ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画」において、審議会等に占める女性委員の割合を40パーセント以上60パーセント以下の目標を掲げております。

つきましては、貴団体におかれましては、当市の男女共同参画社会の基盤となる取組に御理解いただき、委員の御推薦に際しましては、積極的に女性委員の登用について格段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今後につきましても引き続き、貴団体からの委員の御推薦をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

記

1 推薦委員の数

〇名(会長等、団体の長である必要はありません。)

2 委嘱期間

任期〇年(令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇〇月〇〇日)

3 会議開催回数

年〇回予定

4 会議開催時間

〇時間程度(1回につき)

5 推薦書提出期限

令和〇年〇月〇〇日

6 提出先 担当〇〇部〇〇課(〇庁舎)〇〇〇係〇〇電話〇〇〇〇内線〇〇〇

人男女第64号
令和7年5月8日

各市町村男女共同参画担当課(室)長 様

埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長
(公印省略)

市町村審議会等における委員の公募情報の提供について（依頼）

男女共同参画の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では「埼玉県男女共同参画基本計画」にて、政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大を基本目標に位置づけ、県の審議会はもとより、市町村審議会委員などへの女性の登用の促進を図っており、委員公募情報の当課ホームページ掲載や女性リーダー育成講座修了者への周知等の取組を行っております。

つきましては、下記のとおり、貴市町村における審議会等委員の公募情報の周知を希望される場合は、別紙様式により提供いただきますようお願い申し上げます。

記

1 対象の審議会等

委員の公募を行っている（又は予定している）審議会等（協議会や行政委員会を含む。）のうち、県人権・男女共同参画課ホームページへ掲載いただける審議会等

2 公募情報の周知方法

県のホームページへの掲載及び女性リーダー育成講座修了者への周知

- ・ 県HP「審議会等における女性の登用状況（県・市町村の公募情報を掲載）」
(URL : <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0309/danjyo-singikaitouyou/>)

3 審議会等委員の公募情報の提供について

上記により、貴市町村における審議会等委員の公募情報の周知を希望される場合は、別紙様式に御記入の上、令和7年5月30日（金）までに下記担当アドレス宛てメールで提出してください。

なお、上記期限後も公募情報を受け付けておりますので、随時、御提供ください。

- ＊ 女性リーダー育成講座修了者…女性の貧困や地域の様々な課題の解決に男女共同参画の視点を持って取り組んでいく女性の育成を目的とした県の講座を修了した方
(平成30年度開始～令和5年度までの育成者：120名)

担 当：男女共同参画担当 和田、坂本
電 話：048-830-2921
E-mail：a2250-04@pref.saitama.lg.jp

4 生きがい学習まちづくり出前講座 (※R7 ガイドブック一部抜粋)

知っているようで知らない市の仕事や暮らしの中で「あれっ?」と疑問に感じることはありませんか。職員が皆さんのところへ出向いてご説明します。

【対象】

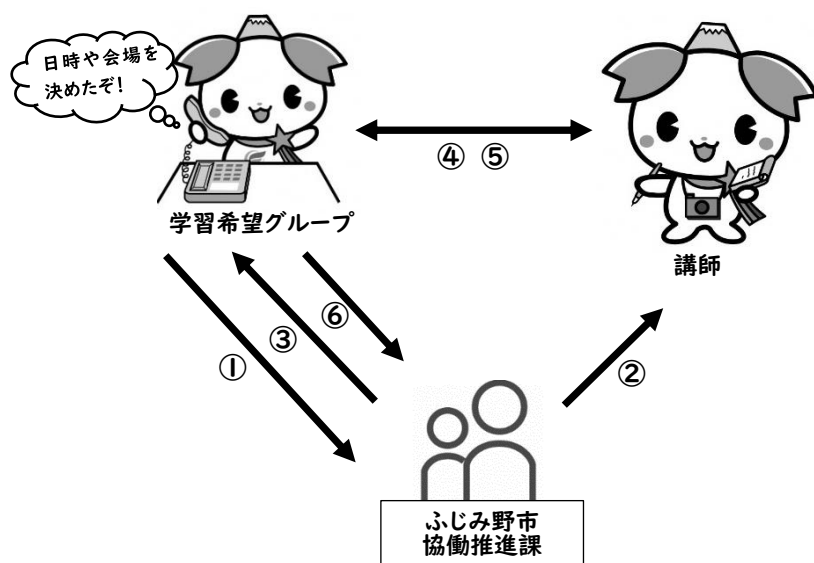
市内に在住、在勤または在学している 10 人以上のグループ

【開催日時】

月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 4 時 30 分までのうちで 2 時間以内
(12 月 28 日から 1 月 4 日まで及び祝日を除く)

【講師料等】

無料。ただし、会場やその他受講に関わる実費は利用者負担



【利用方法】

- ① 申請書提出
- ② 協働推進課により日程調整
- ③ 決定連絡
- ④ 詳細の調整
- ⑤ 出前講座の実施
- ⑥ 実績報告書の提出

申請書はこちらから↓



希望する講座が上記メニューにないときは、協働推進課にご相談ください。実施可能か担当課と協議して、可能な限り出前講座として実施します。また、埼玉県職員の県の仕事がわかりやすく説明する「県政出前講座」もあります。詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。

【問合せ先】

協働推進課

電話番号 049-262-8123 (直通)

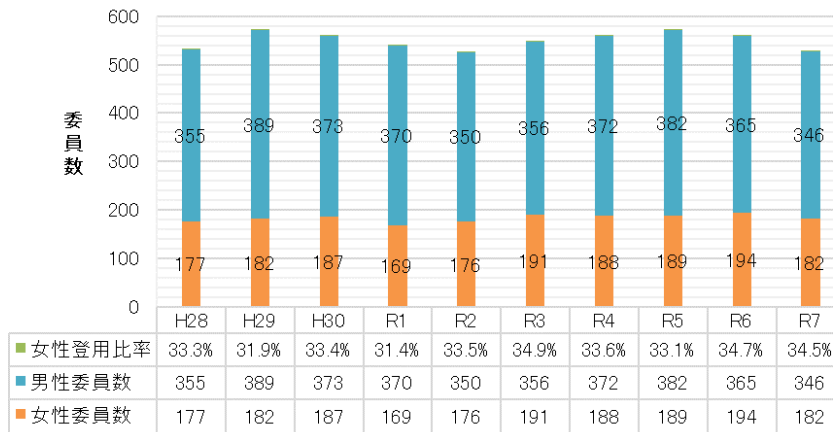
メールアドレス ikigaisuishin@city.fujimino.saitama.jp

●男女共同参画

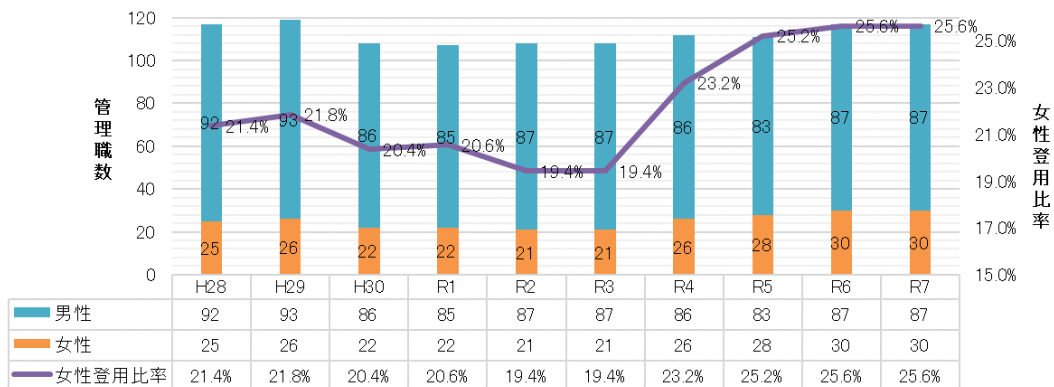
No.	講座名	内容	担当	条件
14	男女共同参画の視点で私ができること～審議会に参加しよう～	男女いずれか一方の性に偏ることなく、政策や方針決定が行われる大切さを一緒に考えましょう!	市民総合相談室	・1 時間程度 ・4 人～
15	みんなで取り組む男女共同参画～私にできること～	子育ても介護も防災も男女共同参画の視点が大切です。みなさんの日常がより良いものになるように、一緒に考えましょう!	市民総合相談室	・1 時間程度 ・4 人～

審議会及び市管理職女性登用状況の推移

審議会における女性の登用状況



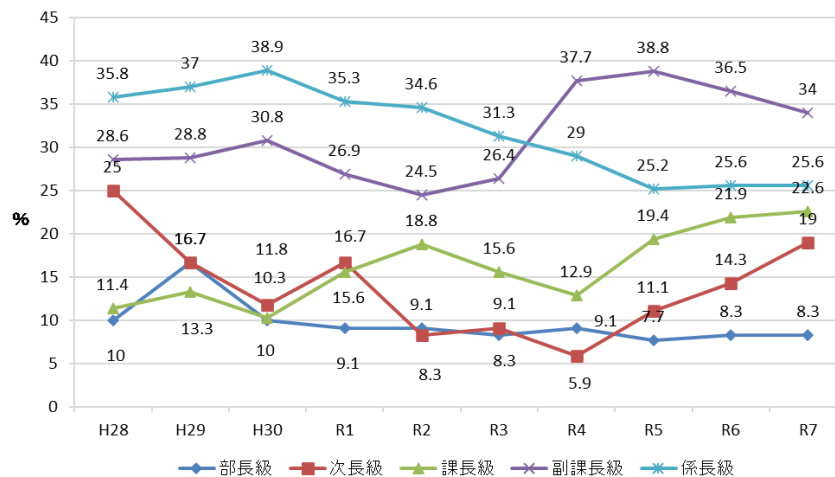
市の管理職(副課長相当職以上)の女性在職状況



◎第2次男女共同参画基本計画(改訂版) 基本目標2 施策番号37

令和12年度までに女性職員の管理職(副課長以上)登用率を25%以上とする。

職位別女性の登用状況の推移



第3部

市町村における 男女共同参画施策の 推進状況

県内市町村における男女共同参画に関する条例の制定や基本計画の策定など、その推進状況が分かるように概要を掲載しました。(令和6年4月1日現在)

- 1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況
- 2 首長等の状況(議員、市町村長等、自治会長、防災会議)
- 3 審議会等委員への女性の登用状況
- 4 自治体職員の状況
- 5 市町村における女性の参画マップ

1 条例制定、計画策定、苦情処理体制の状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	男女共同参画に関する条例			男女共同参画の推進に関する計画 (令和6年4月1日現在で有効なもの)		女性活躍推進法との関係	苦情処理体制
	条 例 名 称	公布日	施行日	計 画 名	計画期間 (年度)		
さいたま市	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例	H15.3.14	H15.4.1	第5次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン	R6～R10	1	有
川 越 市	川越市男女共同参画推進条例	H13.12.21	H13.12.21	第六次川越市男女共同参画基本計画	R3～R7	1	有
熊 谷 市	熊谷市男女共同参画推進条例	H17.10.1	H17.10.1	第2次熊谷市男女共同参画推進計画くまがや男女共同参画推進プラン改訂版	R6～R10	1	—
川 口 市	川口市男女共同参画推進条例	H24.3.27	H24.4.1	第3次川口市男女共同参画計画	R5～R14	1	有
行 田 市	行田市男女共同参画推進条例	H19.3.30	H19.4.1	第4次ぎょうだ男女共同参画プラン	R5～R14	1	—
秩 父 市				2022デュエットプランちちぶ(秩父市男女共同参画計画)	R4～R8	1	—
所 沢 市	所沢市男女共同参画推進条例	H16.9.24	H17.1.1	第4次所沢市男女共同参画計画	R1～R10	1	有
飯 能 市	飯能市男女共同参画推進条例	H27.12.18	H28.4.1	第6次飯能市男女共同参画プラン	R5～R9	1	—
加 須 市	加須市男女共同参画推進条例	H23.7.7	H23.7.7	第2次加須市男女共同参画基本計画「加須市男女共同参画プラン」	R4～R12	1	—
本 庄 市				第4次本庄市男女共同参画プラン	R5～R9	1	—
東 松 山 市	東松山市男女共同参画推進条例	H18.3.27	H18.4.1	第5次ひがしまつやま共生プラン(東松山市男女共同参画基本計画・東松山市女性活躍推進計画・東松山市DV防止基本計画)	R3～R7	1	—
春 日 部 市	春日部市男女共同参画推進条例	H18.12.18	H19.4.1	かすかべハーモニープラン(第3次春日部市男女共同参画基本計画)	R5～R9	1	—
狭 山 市	狭山市男女共同参画推進条例	H27.6.29	H27.6.29	第5次狭山市男女共同参画プラン	R4～R8	1	—
羽 生 市	羽生市男女共同参画推進条例	R5.3.27	R5.4.1	第3次羽生市男女共同参画基本計画はにゅう男女共同参画プラン	R1～R10	1	—
鴻 巣 市	鴻巣市男女共同参画推進条例	H23.12.27	H24.3.10	こうのす男女共同参画プラン	R2～R9	1	—
深 谷 市	深谷市男女共同参画推進条例	H26.9.30	H27.1.1	第4次深谷市男女共同参画プラン	R5～R9	1	—
上 尾 市	上尾市男女共同参画推進条例	H19.3.27	H19.4.1	第3次上尾市男女共同参画計画～デュエットプラン21～	R3～R7	1	有
草 加 市	草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例	H16.9.17	H16.10.1	草加市男女共同参画プラン2021	R3～R7	1	有
越 谷 市	越谷市男女共同参画推進条例	H17.3.31	H17.7.1	第4次越谷市男女共同参画計画	R3～R12	1	有
蕨 市	蕨市男女共同参画パートナーシップ条例	H15.3.27	H15.6.1	蕨市男女共同参画パートナーシッププラン(第3次)	R6～R15	1	—
戸 田 市	戸田市男女共同参画推進条例	H28.9.30	H28.10.1	第五次戸田市男女共同参画計画改定版(とだあんさんぶるプラン)	R6～R10	1	有
入 間 市	入間市男女共同参画推進条例	H22.3.29	H22.4.1	第5次いるま男女共同参画プラン	R4～R8	1	—
朝 霞 市	朝霞市男女平等推進条例	H15.3.24	H15.4.1	第2次朝霞市男女平等推進行動計画	H28～R7	1	有
志 木 市	志木市男女共同参画推進条例	H14.6.24	H14.7.1	第6次志木市男女共同参画基本計画	R3～R7	1	有
和 光 市	和光市男女共同参画推進条例	H16.12.21	H17.4.1	第4次和光市行動計画 男女共同参画わこうプラン	R3～R12	1	有
新 座 市	新座市男女共同参画推進条例	H12.6.15	H12.7.1	第4次にいざ男女共同参画プラン	R5～R9	1	—
桶 川 市	桶川市男女共同参画推進条例	H14.3.28	H14.4.1	桶川市第五次男女共同参画基本計画	R6～R10	1	有
久 喜 市	久喜市男女共同参画を推進する条例	H22.9.30	H22.9.30	第3次久喜市男女共同参画行動計画	R5～R9	1	有
北 本 市	北本市男女共同参画推進条例	H18.3.31	H18.7.1	第六次北本市男女行動計画	R5～R9	1	—
八 潮 市	八潮市男女共同参画推進条例	H15.12.25	H16.4.1	第4次八潮市男女共同参画プラン	H28～R7	1	有
富 士 見 市	富士見市男女共同参画推進条例	H20.6.13	H20.7.1	富士見市男女共同参画プラン(第4次)	R3～R12	1	—
三 郷 市	三郷市男女共同参画社会づくり条例	H18.9.27	H19.1.1	第5次みさと男女共同参画プラン	R3～R7	1	有

市町村名	男女共同参画に関する条例			男女共同参画の推進に関する計画 (令和6年4月1日現在で有効なもの)		女性活躍推進法との関係	苦情処理体制
	条 例 名 称	公布日	施行日	計 画 名	計画期間 (年度)		
蓮 田 市				はすだ男女共生プラン2025	H28～R7	1	—
坂 戸 市	坂戸市男女共同参画推進条例	H16.6.24	H16.7.1	第4次坂戸市男女共同参画基本計画 (前期計画)	R4～R8	1	—
幸 手 市	幸手市男女共同参画を推進する条例	H29.3.17	H29.6.1	第5次幸手市男女共同参画プラン	R3～R8	1	有
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市男女共同参画推進条例	H22.3.24	H22.4.1	つるがしま男女共同参画推進プラン (第6次)	R4～R8	1	—
日 高 市	日高市男女共同参画推進条例	H28.12.22	H29.1.1	第5次日高市男女共同参画プラン	R3～R7	1	有
吉 川 市	吉川市男女共同参画推進条例	H15.12.18	H16.4.1	第4次吉川市男女共同参画基本計画	R4～R13	1	有
ふじみ野市	ふじみ野市男女共同参画推進条例	H27.6.23	H27.10.1	ふじみ野市第2次男女共同参画基本計画	H30～R12	1	有
白 岡 市	白岡市男女共同参画推進条例	R5.3.28	R5.4.1	第5次白岡市男女共同参画プラン	R4～R8	1	有
伊 奈 町				第3次伊奈町男女共同参画プラン	R4～R13	1	—
三 芳 町				みよし男女共同参画プラン	R6～R13	1	—
毛呂山町				第三次もろやま男女共同参画プラン	H27～R6	1	—
越 生 町				越生町男女共同参画プラン	R3～R7	1	—
滑 川 町				第3次滑川町パートナーシッププラン	R4～R13	1	有
嵐 山 町	“らんざん”男女が共にいきいきと暮らせるまちづくり条例	H16.3.9	H16.4.1	第4次嵐山町男女共同参画プラン	R4～R8	1	—
小 川 町				おがわ男女共同参画推進プラン(第4次)	R4～R8	1	—
川 島 町	川島町男女共同参画によるまちづくり条例	H25.3.29	H25.4.1	第2次川島町男女共同参画推進計画	R3～R12	1	—
吉 見 町				第四次吉見町男女共同参画プラン	R6～R15	1	—
鳩 山 町				第5次鳩山町男女共同参画計画	R5～R9	1	—
ときがわ町				第3次ときがわ町男女共同参画プラン	R4～R13	1	—
横 瀬 町	横瀬町男女共同参画推進条例	R5.6.14	R5.7.1	第4次横瀬町男女共同参画プラン	R6～R9	1	—
皆 野 町				第3次皆野町男女共同参画プラン	R4～R7	1	—
長 瀬 町				第3次長瀬町男女共同参画プラン	R2～R6	1	—
小鹿野町				第2次小鹿野町男女共同参画計画	R1～R10	1	—
東 秩 父 村				みんなで共に創る元気村ひがしちちぶ	R3～R10	1	—
美 里 町				美里町男女共同参画推進プラン	R4～R8	1	—
神 川 町				神川町男女共同参画プラン	R5～R14	1	—
上 里 町	上里町男女がともに輝く町づくり条例	H15.5.1	H15.6.1	第4次かみさと男女共同参画推進プラン	R6～R10	1	—
寄 居 町				寄居町男女共同参画推進プラン2020	R2～R10	1	—
宮 代 町				第3次宮代町男女共同参画プラン	R4～R13	1	—
杉 戸 町				すぎと男女共同参画プラン(第5次)	R3～R7	1	—
松 伏 町	松伏町男女共同参画推進条例	H15.9.25	H16.4.1	松伏町男女共同参画基本計画「まつぶしコミュニケーションプラン(第5版)」	R2～R6	1	有
計	42			63			22

※ 「女性活躍推進法との関係」 … 《2：個別、1：一体、0：未整備》

2 首長等の状況（議員、市町村長等、自治会長、防災会議）

（総議員数・市町村防災会議委員は令和6年4月1日現在、その他は令和6年7月1日現在）

市町村名	総議員数(人)		女性比率 (%)	女性 市町村長 数(人)	副市町村長数(人)		女性比率 (%)	自治会長数(人)		女性比率 (%)	市町村防災会議委員(人)		女性比率 (%)
		うち 女性数				うち 女性数			うち 女性数			うち 女性数	
さいたま市	60	16	26.7	0	3	0	0.0	860	84	9.8	81	8	9.9
川 越 市	36	11	30.6	0	2	0	0.0	291	17	5.8	42	6	14.3
熊 谷 市	30	5	16.7	0	2	0	0.0	362	16	4.4	50	6	12.0
川 口 市	42	14	33.3	0	2	0	0.0	230	13	5.7	62	5	8.1
行 田 市	20	2	10.0	1	1	0	0.0	180	10	5.6	36	4	11.1
秩 父 市	19	3	15.8	0	1	0	0.0	80	1	1.3	49	4	8.2
所 沢 市	33	10	30.3	0	1	0	0.0	277	25	9.0	48	4	8.3
飯 能 市	18	6	33.3	0	1	0	0.0	134	2	1.5	53	3	5.7
加 須 市	25	9	36.0	0	1	0	0.0	181	3	1.7	55	8	14.5
本 庄 市	21	5	23.8	0	1	0	0.0	85	0	0.0	38	3	7.9
東松山市	21	5	23.8	0	1	0	0.0	121	5	4.1	33	3	9.1
春日部市	29	6	20.7	0	1	0	0.0	198	12	6.1	34	3	8.8
狭 山 市	22	5	22.7	0	1	0	0.0	118	7	5.9	38	5	13.2
羽 生 市	14	2	14.3	0	1	0	0.0	74	0	0.0	29	6	20.7
鴻 巣 市	24	7	29.2	0	1	0	0.0	232	24	10.3	39	4	10.3
深 谷 市	24	4	16.7	0	1	0	0.0	198	1	0.5	51	3	5.9
上 尾 市	30	11	36.7	0	1	0	0.0	114	4	3.5	33	2	6.1
草 加 市	28	5	17.9	1	1	1	100.0	119	10	8.4	36	7	19.4
越 谷 市	32	10	31.3	0	1	0	0.0	378	20	5.3	40	6	15.0
蕨 市	18	6	33.3	0	0	0	0.0	37	3	8.1	35	6	17.1
戸 田 市	26	5	19.2	0	1	0	0.0	47	3	6.4	35	4	11.4
入 間 市	20	5	25.0	0	1	0	0.0	118	5	4.2	38	10	26.3
朝 霞 市	24	8	33.3	0	1	0	0.0	82	11	13.4	39	3	7.7
志 木 市	14	2	14.3	0	1	0	0.0	38	1	2.6	35	3	8.6
和 光 市	17	7	41.2	1	0	0	0.0	96	0	0.0	33	8	24.2
新 座 市	26	12	46.2	0	1	0	0.0	61	10	16.4	44	10	22.7
桶 川 市	19	8	42.1	0	1	0	0.0	78	3	3.8	28	1	3.6
久 喜 市	25	8	32.0	0	1	0	0.0	257	17	6.6	43	7	16.3
北 本 市	20	7	35.0	0	1	0	0.0	111	6	5.4	42	6	14.3
八 潮 市	21	8	38.1	0	1	0	0.0	44	2	4.5	37	11	29.7
富士見市	21	5	23.8	0	1	0	0.0	55	3	5.5	32	2	6.3
三 郷 市	24	7	29.2	0	2	0	0.0	126	11	8.7	37	5	13.5

市町村名	総議員数(人)		女性比率 (%)	女性 市町村長 数(人)	副市町村長数(人)		女性比率 (%)	自治会長数(人)		女性比率 (%)	市町村防災会議委員(人)		女性比率 (%)
		うち 女性数				うち 女性数			うち 女性数			うち 女性数	
蓮 田 市	20	6	30.0	1	1	0	0.0	92	7	7.6	22	3	13.6
坂 戸 市	18	4	22.2	0	1	0	0.0	154	11	7.1	32	1	3.1
幸 手 市	15	3	20.0	0	1	0	0.0	105	7	6.7	36	2	5.6
鶴ヶ島市	18	3	16.7	0	1	0	0.0	79	7	8.9	30	4	13.3
日 高 市	14	2	14.3	0	1	0	0.0	78	4	5.1	30	3	10.0
吉 川 市	20	6	30.0	0	1	0	0.0	94	4	4.3	35	6	17.1
ふじみ野市	21	7	33.3	0	1	0	0.0	58	7	12.1	33	5	15.2
白 岡 市	18	3	16.7	0	1	0	0.0	45	2	4.4	33	2	6.1
伊 奈 町	16	4	25.0	0	1	0	0.0	22	1	4.5	26	3	11.5
三 芳 町	15	8	53.3	0	1	0	0.0	14	1	7.1	27	4	14.8
毛呂山町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	68	17	25.0	31	3	9.7
越 生 町	11	4	36.4	0	1	0	0.0	29	1	3.4	31	0	0.0
滑 川 町	14	1	7.1	0	1	0	0.0	15	1	6.7	26	2	7.7
嵐 山 町	13	3	23.1	0	1	0	0.0	35	1	2.9	25	9	36.0
小 川 町	16	2	12.5	0	1	0	0.0	76	0	0.0	30	2	6.7
川 島 町	14	2	14.3	0	1	0	0.0	79	4	5.1			
吉 見 町	14	5	35.7	0	1	0	0.0	75	7	9.3			
鳩 山 町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	28	2	7.1	28	0	0.0
ときがわ町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	49	0	0.0	36	4	11.1
横 瀬 町	12	2	16.7	0	1	0	0.0	23	0	0.0	28	2	7.1
皆 野 町	12	1	8.3	0	1	0	0.0	37	1	2.7	23	2	8.7
長 瀬 町	9	1	11.1	1	1	0	0.0	27	2	7.4	29	4	13.8
小鹿野町	11	0	0.0	0	1	0	0.0	67	0	0.0	31	0	0.0
東秩父村	8	1	12.5	0	1	0	0.0	21	0	0.0	20	0	0.0
美 里 町	10	2	20.0	0	1	0	0.0	23	0	0.0	21	4	19.0
神 川 町	11	4	36.4	0	1	0	0.0	24	0	0.0			
上 里 町	14	1	7.1	0	1	0	0.0	92	3	3.3	18	4	22.2
寄 居 町	16	3	18.8	0	1	0	0.0	67	0	0.0	35	3	8.6
宮 代 町	14	5	35.7	0	1	0	0.0	76	4	5.3	37	4	10.8
杉 戸 町	15	3	20.0	0	1	0	0.0	45	2	4.4	38	6	15.8
松 伏 町	14	3	21.4	0	1	0	0.0	78	7	9.0	24	4	16.7
計	1,244	319	25.6	5	67	1	1.5	7,157	432	6.0	2,140	252	11.8

3 審議会等委員への女性の登用状況

(令和6年4月1日現在*)

市町村名	審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入)						審議会等及び委員会等における登用状況											
							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況(A)						地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況(B)					
	目標値 (%)	目標 年度	審議会 等の数	総委員数(人)		目標に おける 現状値 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)		女性 比率 (%)	委員会 等の数	総委員数(人)		女性 比率 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)		女性 比率 (%)
				うち 女性 委員数				うち 女性 委員数				うち 女性 委員数				うち 女性 委員数		
さいたま市	42	R10	157	2,170	766	35.3	101	1,619	546	33.7	6	113	18	15.9	107	1,732	564	32.6
川 越 市	40	R7	60	857	258	30.1	61	878	266	30.3	6	35	5	14.3	67	913	271	29.7
熊 谷 市	40	R10	52	568	152	26.8	46	533	146	27.4	6	35	6	17.1	52	568	152	26.8
川 口 市	35	R9	181	2,327	641	27.5	56	2,296	636	27.7	6	31	5	16.1	62	2,327	641	27.5
行 田 市	40	R14	57	619	192	31.0	45	589	188	31.9	6	30	4	13.3	51	619	192	31.0
秩 父 市							26	352	68	19.3	6	44	8	18.2	32	396	76	19.2
所 沢 市	40	R9	72	962	283	29.4	68	881	254	28.8	6	36	7	19.4	74	917	261	28.5
飯 能 市	30	R9	54	512	134	26.2	45	477	129	27.0	6	35	5	14.3	51	512	134	26.2
加 須 市	40	R7	31	466	141	30.3	24	419	129	30.8	6	32	6	18.8	30	451	135	29.9
本 庄 市	30	R9	35	469	114	24.3	35	469	114	24.3	6	58	8	13.8	41	527	122	23.1
東松山市	30	R7	62	796	254	31.9	49	517	143	27.7	5	24	7	29.2	54	541	150	27.7
春日部市	40	R9	62	774	252	32.6	55	675	196	29.0	6	36	5	13.9	61	711	201	28.3
狭 山 市	40	R8	43	569	184	32.3	43	569	184	32.3	6	29	8	27.6	49	598	192	32.1
羽 生 市	40	R10	52	872	272	31.2	46	845	267	31.6	6	27	5	18.5	52	872	272	31.2
鴻 巣 市	35	R9	40	604	179	29.6	40	604	179	29.6	5	26	5	19.2	45	630	184	29.2
深 谷 市	30	R9	44	681	173	25.4	35	507	139	27.4	6	40	10	25.0	41	547	149	27.2
上 尾 市	40	R7	63	795	253	31.8	48	654	228	34.9	6	38	7	18.4	54	692	235	34.0
草 加 市	40	R7	61	708	236	33.3	42	518	159	30.7	6	31	6	19.4	48	549	165	30.1
越 谷 市	35	R12	72	1,214	407	33.5	58	1,114	382	34.3	6	47	6	12.8	64	1,161	388	33.4
蕨 市	45	R15	49	727	295	40.6	43	498	189	38.0	6	25	7	28.0	49	523	196	37.5
戸 田 市	40	R9	53	546	153	28.0	47	564	151	26.8	5	17	4	23.5	52	581	155	26.7
入 間 市	35	R8	45	763	253	33.2	45	763	253	33.2	6	27	4	14.8	51	790	257	32.5
朝 霞 市	30	R7	78	1,066	327	30.7	61	806	247	30.6	6	37	9	24.3	67	843	256	30.4
志 木 市	40	R7	28	281	76	27.0	28	281	76	27.0	6	29	6	20.7	34	310	82	26.5
和 光 市	50	R12	25	297	91	30.6	29	297	91	30.6	6	28	8	28.6	35	325	99	30.5
新 座 市	40	R9	57	632	230	36.4	43	602	225	37.4	6	30	5	16.7	49	632	230	36.4
桶 川 市	40	R10	36	459	126	27.5	36	459	126	27.5	5	25	6	24.0	41	484	132	27.3
久 喜 市	50	R9	49	694	257	37.0	44	673	261	38.8	6	37	7	18.9	50	710	268	37.7
北 本 市	40	R6	44	469	136	29.0	38	435	129	29.7	5	32	7	21.9	43	467	136	29.1
八 潮 市	40	R7	63	775	262	33.8	57	745	254	34.1	6	30	8	26.7	63	775	262	33.8
富士見市	40	R7	44	534	166	31.1	42	518	164	31.7	6	30	5	16.7	48	548	169	30.8
三 郷 市	37	R8	34	418	134	32.1	34	419	134	32.0	6	34	8	23.5	40	453	142	31.3

* 調査時点は原則として令和6年4月1日であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。

市町村名	審議会等委員への女性の登用目標 (目標を設定している市町村のみ記入)						審議会等及び委員会等における登用状況											
							地方自治法(第202条の3)に基づく 審議会等における登用状況 (A)						地方自治法(第180条の5)に基づく 委員会等における登用状況 (B)					
	目標値 (%)	目標 年度	審議会 等の数	総委員数(人)		目標に おける 現状値 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)		女性 比率 (%)	委員会 等の数	総委員数(人)		女性 比率 (%)	審議会 等の数	総委員数(人)		女性 比率 (%)
				うち 女性 委員数				うち 女性 委員数				うち 女性 委員数				うち 女性 委員数		
蓮 田 市	30	R7	42	349	128	36.7	36	315	121	38.4	6	34	7	20.6	42	349	128	36.7
坂 戸 市	40	R8	41	484	134	27.7	35	422	117	27.7	6	27	4	14.8	41	449	121	26.9
幸 手 市	35	R8	23	305	80	26.2	21	279	68	24.4	6	37	5	13.5	27	316	73	23.1
鶴ヶ島市	40	R7	28	440	159	36.1	28	440	159	36.1	5	23	6	26.1	33	463	165	35.6
日 高 市	45	R7	41	489	219	44.8	35	423	179	42.3	6	30	11	36.7	41	453	190	41.9
吉 川 市	40	R13	35	385	88	22.9	28	296	66	22.3	6	34	6	17.6	34	330	72	21.8
ふじみ野市	40	R12	47	559	194	34.7	41	525	192	36.6	6	34	2	5.9	47	559	194	34.7
白 岡 市	30	R7	58	930	220	23.7	21	231	61	26.4	6	30	6	20.0	27	261	67	25.7
伊 奈 町	35	R6	28	288	90	31.3	28	288	90	31.3	6	27	4	14.8	34	315	94	29.8
三 芳 町	35	R13	34	315	90	28.6	28	292	87	29.8	6	23	3	13.0	34	315	90	28.6
毛呂山町	30	R6	18	216	57	26.4	18	216	57	26.4	5	25	6	24.0	23	241	63	26.1
越 生 町	35	R7	6	26	7	26.9	6	81	22	27.2	6	26	7	26.9	12	107	29	27.1
滑 川 町	35	R13	23	261	61	23.4	18	234	55	23.5	5	27	6	22.2	23	261	61	23.4
嵐 山 町	35	R8	19	222	70	31.5	19	222	70	31.5	5	28	7	25.0	24	250	77	30.8
小 川 町	33	R8	32	478	118	24.7	27	442	111	25.1	5	37	7	18.9	32	479	118	24.6
川 島 町	40	R7	33	214	63	29.4	16	175	50	28.6	5	24	5	20.8	21	199	55	27.6
吉 見 町	30	R15	15	149	38	25.5	10	118	34	28.8	5	31	4	12.9	15	149	38	25.5
鳩 山 町	38	R9	28	306	72	23.5	22	281	65	23.1	6	25	7	28.0	28	306	72	23.5
ときがわ町	30	R13	31	351	103	29.3	9	122	31	25.4	5	30	4	13.3	14	152	35	23.0
横 瀬 町	50	R9	23	234	47	20.1	22	225	45	20.0	6	29	6	20.7	28	254	51	20.1
皆 野 町	20	R8	11	138	26	18.8	10	123	18	14.6	6	30	6	20.0	16	153	24	15.7
長 瀬 町	20	R6	20	201	52	25.9	20	201	52	25.9	6	29	4	13.8	26	230	56	24.3
小鹿野町							7	116	12	10.3	6	37	8	21.6	13	153	20	13.1
東秩父村	25	R10	20	229	49	21.4	13	157	33	21.0	4	19	3	15.8	17	176	36	20.5
美 里 町	30	R6	17	189	28	14.8	17	189	28	14.8	6	38	5	13.2	23	227	33	14.5
神 川 町	35	R13	17	150	48	32.0	11	120	43	35.8	6	30	5	16.7	17	150	48	32.0
上 里 町	40	R10	26	242	76	31.4	21	227	74	32.6	5	16	2	12.5	26	243	76	31.3
寄 居 町	30	R10	28	256	45	17.6	22	228	43	18.9	6	28	2	7.1	28	256	45	17.6
宮 代 町	30	R8	26	331	77	23.3	26	331	77	23.3	6	31	8	25.8	32	362	85	23.5
杉 戸 町	40	R7	37	454	138	30.4	25	298	76	25.5	6	29	2	6.9	31	327	78	23.9
松 伏 町	40	R6	25	219	62	28.3	19	189	54	28.6	6	30	8	26.7	25	219	62	28.3
計			2,635	33,034	10,036	30.4	2,129	29,382	8,843	30.1	362	2,026	381	18.8	2,491	31,408	9,224	29.4
広域圏で設置している審議会等							10	397	156	39.3	3	9	1	11.1	13	406	157	38.7
計							2,139	29,779	8,999	30.2	365	2,035	382	18.8	2,504	31,814	9,381	29.5

4 自治体職員の状況

(令和6年4月1日現在)

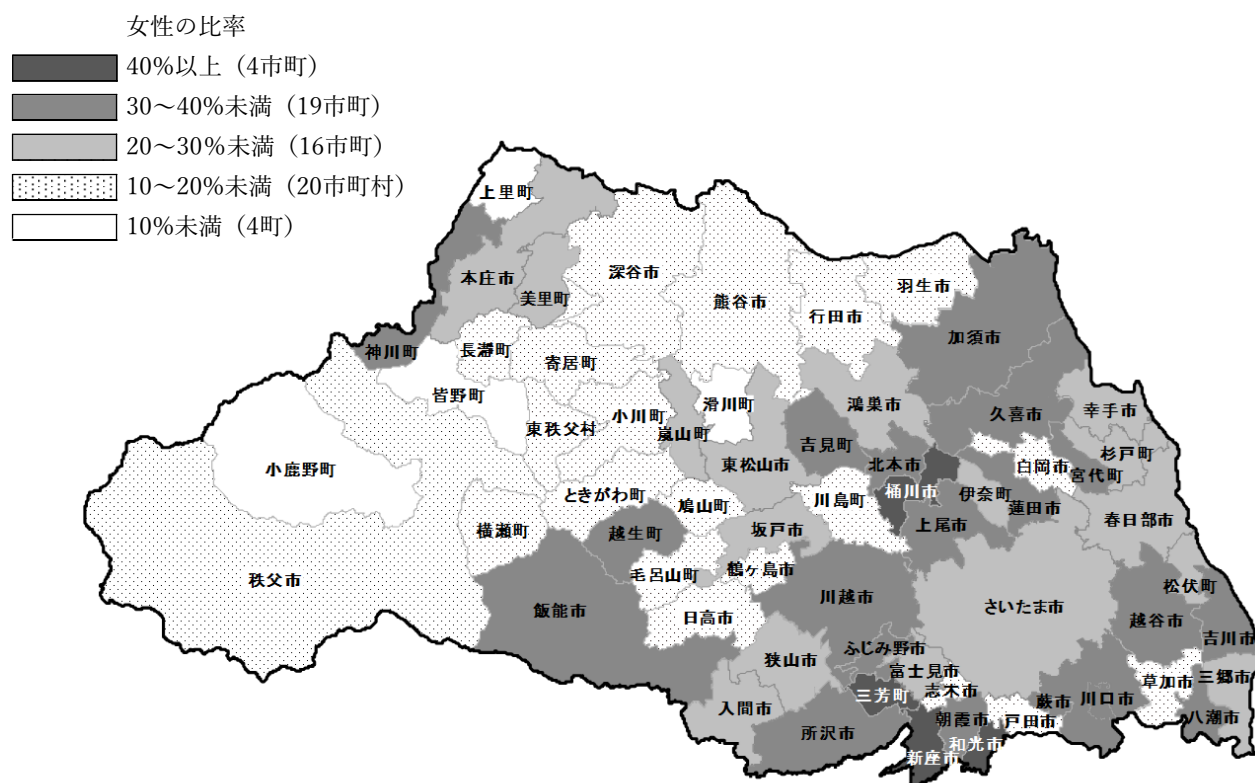
市町村名	職員総数 (A+B)			係長級以上の役付職員数 (A)						一般職員数 (B)		
	(人)	うち女性 職員数	女性比率 (%)	(人)	うち女性 職員数	女性比率 (%)	うち課長級以上の管理職員数 (人)	うち女性 職員数	女性比率 (%)	(人)	うち女性 職員数	女性比率 (%)
さいたま市	9,983	4,130	41.4	5,074	1,640	32.3	897	200	22.3	4,909	2,490	50.7
川 越 市	2,352	948	40.3	614	162	26.4	149	20	13.4	1,738	786	45.2
熊 谷 市	1,346	430	31.9	761	201	26.4	114	10	8.8	585	229	39.1
川 口 市	4,824	2,026	42.0	1,968	718	36.5	372	64	17.2	2,856	1,308	45.8
行 田 市	547	155	28.3	238	33	13.9	79	4	5.1	309	122	39.5
秩 父 市	715	331	46.3	388	159	41.0	142	38	26.8	327	172	52.6
所 沢 市	2,137	956	44.7	899	377	41.9	187	32	17.1	1,238	579	46.8
飯 能 市	601	232	38.6	285	86	30.2	72	11	15.3	316	146	46.2
加 須 市	691	290	42.0	402	146	36.3	72	14	19.4	289	143	49.5
本 庄 市	597	258	43.2	282	94	33.3	61	6	9.8	315	164	52.1
東松山市	856	386	45.1	325	97	29.8	108	17	15.7	531	289	54.4
春日部市	2,008	915	45.6	790	173	21.9	204	30	14.7	1,218	742	60.9
狭 山 市	895	393	43.9	417	161	38.6	91	18	19.8	478	232	48.5
羽 生 市	417	144	34.5	172	33	19.2	49	6	12.2	245	111	45.3
鴻 巣 市	698	334	47.9	335	133	39.7	97	18	18.6	363	201	55.4
深 谷 市	1,023	310	30.3	508	109	21.5	86	6	7.0	515	204	39.6
上 尾 市	1,427	516	36.2	640	198	30.9	206	38	18.4	787	318	40.4
草 加 市	1,952	994	50.9	602	196	32.6	182	29	15.9	1,350	798	59.1
越 谷 市	3,131	1,473	47.0	1,008	348	34.5	269	44	16.4	2,123	1,125	53.0
蕨 市	648	272	42.0	203	51	25.1	73	8	11.0	445	221	49.7
戸 田 市	1,003	391	39.0	357	80	22.4	110	17	15.5	646	311	48.1
入 間 市	935	437	46.7	413	127	30.8	97	13	13.4	522	310	59.4
朝 霞 市	786	324	41.2	287	58	20.2	79	10	12.7	499	266	53.3
志 木 市	397	170	42.8	189	69	36.5	72	17	23.6	208	101	48.6
和 光 市	727	318	43.7	276	107	38.8	65	11	16.9	451	211	46.8
新 座 市	897	481	53.6	350	167	47.7	83	20	24.1	547	314	57.4
桶 川 市	460	209	45.4	188	53	28.2	64	12	18.8	351	182	51.9
久 喜 市	926	392	42.3	360	72	20.0	116	22	19.0	566	320	56.5
北 本 市	409	207	50.6	174	63	36.2	39	3	7.7	235	144	61.3
八 潮 市	619	293	47.3	213	60	28.2	80	11	13.8	406	233	57.4
富士見市	611	260	42.6	259	92	35.5	64	6	9.4	352	168	47.7
三 郷 市	980	381	38.9	356	84	23.6	108	18	16.7	624	297	47.6

市町村名	職員総数 (A+B)			係長級以上の役付職員数 (A)						一般職員数 (B)		
	(人)	うち女性 職員数		(人)	うち女性 職員数		うち課長級以上の管理職員数			(人)	うち女性 職員数	
		女性比率 (%)	女性比率 (%)		女性比率 (%)	女性比率 (%)	(人)	うち女性 職員数	女性比率 (%)		女性比率 (%)	女性比率 (%)
蓮 田 市	514	226	44.0	205	62	30.2	74	21	28.4	309	164	53.1
坂 戸 市	596	246	41.3	225	48	21.3	76	12	15.8	371	198	53.4
幸 手 市	377	162	43.0	160	40	25.0	38	4	10.5	217	122	56.2
鶴ヶ島市	377	183	48.5	175	53	30.3	46	5	10.9	202	130	64.4
日 高 市	375	132	35.2	221	53	24.0	41	2	4.9	154	79	51.3
吉 川 市	430	191	44.4	144	32	22.2	45	5	11.1	286	159	55.6
ふじみ野市	672	309	46.0	227	61	26.9	65	11	16.9	445	248	55.7
白 岡 市	375	149	39.7	154	33	21.4	35	2	5.7	221	116	52.5
伊 奈 町	305	144	47.2	140	53	37.9	41	8	19.5	165	91	55.2
三 芳 町	144	33	22.9	92	21	22.8	27	5	18.5	52	12	23.1
毛呂山町	242	99	40.9	107	29	27.1	21	1	4.8	135	70	51.9
越 生 町	118	38	32.2	36	9	25.0	13	3	23.1	80	29	36.3
滑 川 町	133	58	43.6	57	18	31.6	13	1	7.7	76	40	52.6
嵐 山 町	143	48	33.6	62	18	29.0	17	3	17.6	81	30	37.0
小 川 町	248	108	43.5	96	29	30.2	18	2	11.1	152	79	52.0
川 島 町	156	63	40.4	79	17	21.5	13	1	7.7	77	46	59.7
吉 見 町	183	67	36.6	101	26	25.7	19	3	15.8	82	41	50.0
鳩 山 町	123	45	36.6	47	7	14.9	12	0	0.0	76	38	50.0
ときがわ町	125	54	43.2	59	20	33.9	12	1	8.3	66	34	51.5
横 瀬 町	91	32	35.2	56	22	39.3	19	6	31.6	36	10	27.8
皆 野 町	103	41	39.8	44	15	34.1	11	2	18.2	59	26	44.1
長 瀬 町	80	32	40.0	43	16	37.2	10	2	20.0	37	16	43.2
小鹿野町	169	64	37.9	87	30	34.5	20	1	5.0	82	34	41.5
東秩父村	63	20	31.7	33	10	30.3	8	1	12.5	30	10	33.3
美 里 町	104	36	34.6	41	14	34.1	12	3	25.0	63	22	34.9
神 川 町	137	75	54.7	77	34	44.2	16	1	6.3	60	41	68.3
上 里 町	92	32	34.8	64	23	35.9	18	1	5.6	28	9	32.1
寄 居 町	93	26	28.0	97	27	27.8	21	4	19.0	32	9	28.1
宮 代 町	230	110	47.8	92	20	21.7	14	1	7.1	138	90	65.2
杉 戸 町	326	166	50.9	147	40	27.2	25	1	4.0	179	126	70.4
松 伏 町	191	58	30.4	99	22	22.2	16	1	6.3	92	36	39.1
計	52,913	22,403	42.3	22,600	7,049	31.2	5,303	887	16.7	30,427	15,392	50.6

(1) 男女共同参画に関する条例を制定している市町村（令和6年4月1日現在）

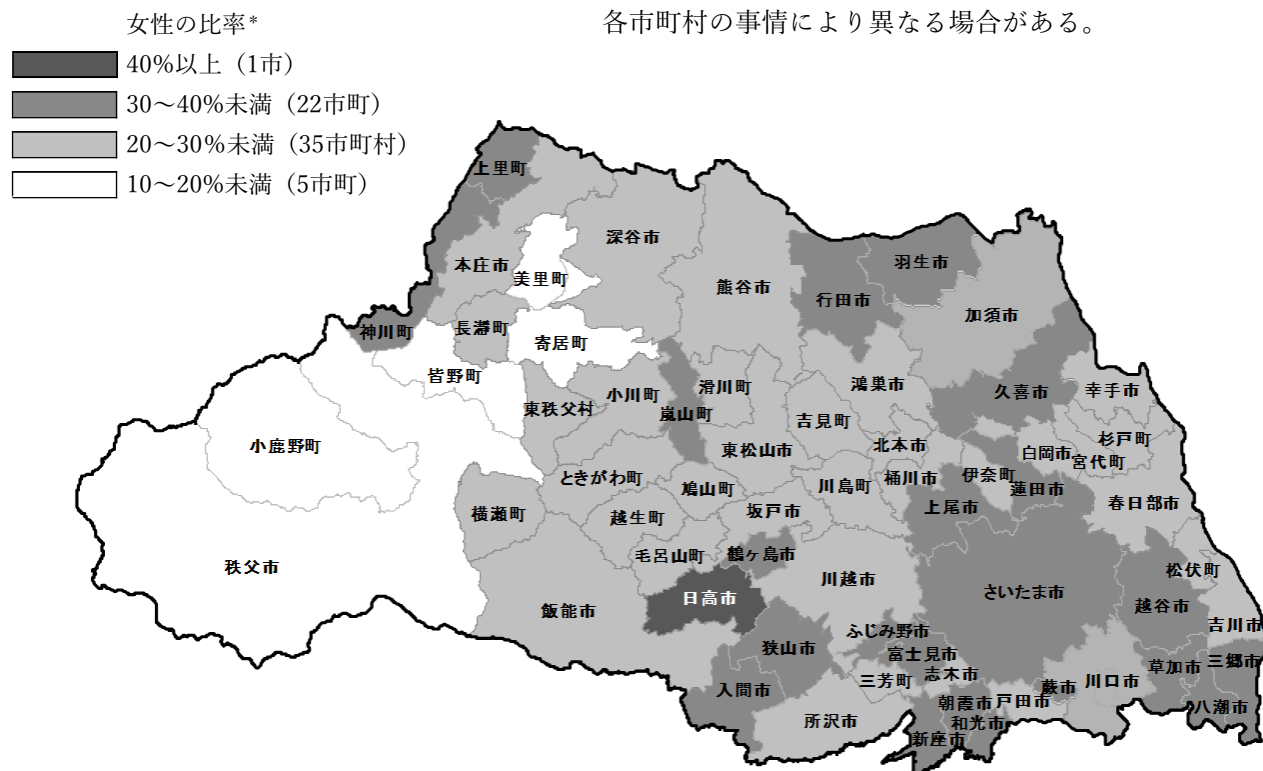
※国の機関
国立女性教育会館(NWEC)

(3) 市町村議会における女性議員の割合（令和6年4月1日現在）



(4) 地方自治法に基づく審議会等（委員会含む）の女性の登用状況（令和6年4月1日現在）

◎調査時点は原則として令和6年4月1日現在であるが、各市町村の事情により異なる場合がある。



* 広域圏で設置している審議会等の委員数は除いた比率

●男女が共に活躍できる社会を目指して

「燦」とは……

燦（さん）という言葉には、「鮮やかに輝く」という意味があります。

男女が性別にとらわれることなく、ひとりの人間として尊重し合い、社会の中で充実した人生を送れるように、そして社会の対等なパートナーとして活躍できるみんなが輝く社会を目指して、この情報誌をお届けします。

ふじみ野市男女共同参画情報誌

燦

さん

No.29

企画・編集 市民総合相談室(TEL049・262・9025)

家族で家事をシェア（共有）しよう！

「人生を変える家庭生活の改善方法」

日本唯一の家事シェア研究家として活動されている三木智有さん。我が家スタイルの家事シェアの見つけ方と家族で協力し合うための秘訣をお伺いしました。

居心地のいい居場所を作りたい

インテリア関係の会社員時代に、家に帰りたくない先輩パパたちを見て「家庭に居心地のいい居場所をつくりたい」と思いました。そこで100人の夫婦にヒアリングを行ったところ、家事や育児の協力が関係していることが分かりました。家事は誰かの仕事ではなく、シェア（共有）するものだという思いを込めて「家事シェア」という言葉を使い、活動を始めました。

家事シェアの4つのスタイル

最近の男性は、やる気もスキルもあります。しかし、家事の負担が妻に偏りうまくいかない夫婦がとて多いです。スタイルチェックで自分たちのやり方を考えるヒントにしてください。

大切なのは自由時間の公平性

家事シェアで考えなければならぬのは、家事の負担割合ではなく、家族が持つ自由時間の公平性です。

例えば、小さな子どもがいるパパが残業できるのは、誰かが子どもをみているからです。共働きの女性が「私は残業する」という選択肢すらないという不自由さを不公平に感じているからだと思います。そのため、厳しいことを言うかもしれませんが、残業時間も自由時間に含むと考えています。

このような時間の公平性を担保するために必要なのが、家事や育児のスキルです。やらないと身に付かないので、普段から最低限できることはやっていきましょう。

Q 疲れている時の家事は？

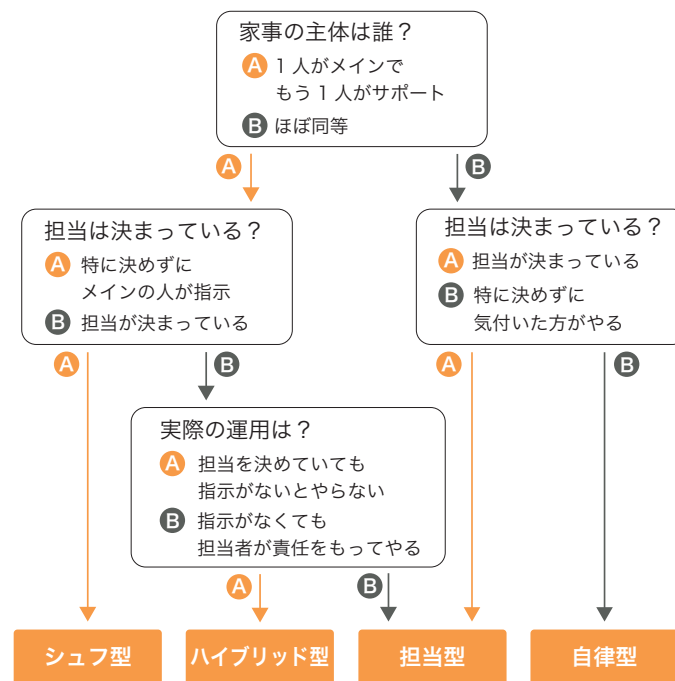
「やらなきゃいけない」と思う人の場合「家事＝愛情」という意識が強い人が多いです。お惣菜や外食でも、手はずを整えるだけで十分愛情だと思います。「できないならしょうがない！」と笑い合えるのが家族だと思うので、できない宣言をしましょう。

Q 子どもに手伝わせないで余計に手間がかかる

小さい子どもの「お手伝い」は、「やり方を教えてあげる」という教育の一環なので、戦力にはなりません。わが家では、ある程度マスターできたら「お手伝い免許皆伝」を与えて家事に参加できるようにし、さらにステップアップしたら「トイレ掃除大臣」などに任命して権限を完全に委譲します。そこからは、親が手伝ったらちゃんと感謝してもらいます。



チーム家事スタイルチェック



シュフ型

主に家事育児を担っている人が、他の家族に指示をする。「いつやるか」を決めるとお願いしやすい。



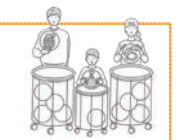
ハイブリッド型

基本はシュフが家事を回すが、他の家族も担当する家事が決まっている。



担当型

家事の担当を決める。「いつやるの？」は禁句。いつまでにやるかを決めておく。



自律型

それぞれ自分で考えて実行する。「自分ばかりが気付いている」と偏りが生じがち。



Q 家事のやり方や考え方が違う

基本的には、家事をやる人のやり方やタイミングを尊重します。「私のやり方を見てやってほしい」と思うと、家事シェアは難しいです。明らかにスキルが低くて困る場合は、ダメ出しではなく「やってくれてありがとう」と良かったことを伝えてから、より良くなる方法を伝えます。すぐにできなくても、相手に気が付きがあれば変わってくると思います。

Q 子どものお手伝いに報酬は必要ですか？

家事は労働ではなく生活なので、家族の一員として自分がやるべき役割（家事）を果たした時の報酬は必要ないと思います。お小遣いをあげてはいけないというのではなく、ママの代わりに買い物に行ってくれたからお釣りをあげるとか、他の人がやるべき家事を手伝ってくれたら報酬があってもいいと思います。助けてもらったらきちんと感謝を伝えましょう。

Q パートナーに「家事シェア」の話をつづらう

家事シェアの話は枝葉の話だと思っています。家事を助け合うことが本質ではなくて、本当に一番大事なことは、夫婦で一緒にいる時間が楽しいと思えるかどうかです。対話が難しいとか、真面目な話をするのがしんどいという人は本当に多いです。一緒に話をすることを避け続ける限り、家事シェアの話には届かないので、まずは5分でもいいので心地よい会話の時間を作ってください。「話を聴いてあげる」「聴いてもらっている」という意識を持つところからスタートするのがよいと思います。

編集後記

家事が誰か一人の仕事になると、毎日こなすのは大変です。「これからは、男性が家族と暮らしを営む権利を取り戻す時代」とおっしゃる三木さん。家族とコミュニケーションを取り、家事一つでも褒め合って認め合うことが大切だと教えていただきました。

令和7年度男女共同参画週間 パネル展示・図書展示

【市役所本庁舎 正面玄関デジタルサイネージでの周知】



【市民総合相談室脇の通路でのパネル展示】



- ・常設展示：多様な性 知っていますか？
- ・特別展示：男女共同参画の視点で考える“わたしの”防災対策

【上福岡図書館・大井図書館での男女共同参画関連図書の展示】

